

枠組みは変えられるか

ニューヨークの世界貿易センタービルに旅客機が突っ込むという、恐ろしい出来事が発生した。犠牲者の方々のご冥福を心からお祈りしたい。

さて、何度となくテレビの画面に流れされている映像のひとつに、超高層ビルの崩壊シーンがある。ある新聞は、ビルの設計者が、ジャンボ機が衝突しても倒壊しないほどの強度を持たせた、と語ったと報じた。それなのに、なぜ崩壊したか。解説によれば、壁で支えるというビルの構造に原因があったという。突入した旅客機の重さに床が耐えられずに崩落し、それによってビルを支えていた壁も崩壊したという。

しかし、万一同じような事故が日本のビルでおきても、ビル全体の崩壊にはいたらない、と専門家はいう。その理由は、耐震性の違いにあるという。地震が多いわが国のビルは、多くの柱で支えられており、また、柱それぞれが揺れを吸収する機能を持っている。その典型が五重塔である。

五重塔の中心には柱がある。しかし、ある本によれば、建物の真ん中にみえる柱は、実は地面に立っているのではなく、吊り下げられた構造になっているものが多いという。塔を支えているのは木組みで作られた壁面であり、中心の柱は錘もりをかねた振り子の役割を果たしている。この柱が、建物の揺れとは反対方向に動き、全体として揺れを吸収することができる構造である。このように、衝撃を吸収する構造はいろいろある。

ところで、農協の事業、特に信用事業を巡る環境は急激に変化しており、これまで農協を特徴付けてきた組織や事業の基本的な構造に、衝撃を与えるとみられる。

例えば、行財政改革の一環として各省庁が取り組んでいる政策評価の動きがある。これは、一定の方式で政策の効果を測定して点数化し、ある水準以上でなければ廃止するというものである。政策評価の実施は行政の枠組みを変える可能性をもち、この動きは農業金融における政策金融にも及んでいる。もうひとつの大きな変化は、農協制度という枠組みに関するものであり、今般、系統金融の一体性を強めるという観点から、信用事業をめぐる法律改正が行われた。協同組織が全体として一体性を強めるという動きは、海外の協同組織でも同様に起きており、その帰趨が注目される。

問題は、これらの環境や制度の変化がもたらす衝撃を、系統組織が吸収できるかどうかであろう。これを考えるためには、変化それ自体とそれによる衝撃をまず正確に把握すること、そして系統を支えているものを改めて再確認したうえで、対応策を検討することが必要であろう。現在は、「協同組織とは」を改めて考えることが求められる時期なのではないだろうか。

本号では、このような問題意識から、今後の農協事業に影響を及ぼすとみられる環境や制度の変化を紹介するとともに、足元の動きを再確認するために信用事業の動向の回顧を試みた。

((株)農林中金総合研究所取締役調査第一部長 田中久義・たなかひさよし)

今月のテーマ

農協金融をめぐる情勢の変化

今月の窓

(株)農林中金総合研究所取締役調査第一部長 田中久義

基本原則とその応用

政策評価と農業制度金融

東京大学大学院教授 生源寺真一 2

JAバンク構想が目指すもの

新たな農協金融システムの構築に向けて

逸見尚人 13

貯金伸び率の緩やかな回復と貸出金伸び率の低下

平成12年度農協金融の回顧

本田敏裕 28

談話室

遊休農地がお宝に変わる

愛媛大学農学部教授 岸 康彦 26

外国事情

CNCAの株式上場計画について

斉藤由理子 38

統計資料 42

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

政策評価と農業制度金融

基本原則とその応用

生源寺 真一
東京大学大学院教授

〔要 旨〕

本格的に稼動しはじめた政策評価をめぐる、第1にその基本原則について、第2に農業制度金融に関する評価指標の実際について、できるだけ平易に解説を加えた。政策評価の前提としては、なによりも定量的なかたちで政策の目標が設定されていることが望ましい。しかも、目標は政策の事業量に関してではなく、アウトカムつまり政策の効果や便益に関するものでなければならない。また、政策の効果は、しばしば事前の状態と事後の状態の比較として把握されているが、これは厳密に言うとは正しくない。適切な政策評価は、「政策ありせば」と「政策なかりせば」の比較から得ることができる。

政策効果の評価の結果については、これを機械的に政策の妥当性の判断に結びつけるべきではない。かりに低い評価が得られたとすれば、その要因の分析が求められる。とくに、近年の農産物市場の趨勢を考慮すると、価格の変動によって所期の効果が得られていないケースに留意すべきである。

農業制度金融の政策目標にはふたつのステージが考えられ、政策評価もそれぞれのステージについて行われる必要がある。第1ステージの目標は、利子率の設定や機関保証制度の整備などの措置によって、農業分野における投資のボリュームを社会的に望ましい水準に確保することであり、第2ステージの目標は、望ましい水準に確保された投資が確実に農業経営改善効果を発揮することである。

筆者らは、以上のふたつのステージに対応する政策評価の指標の開発を試みている。とくに、第2ステージの測定手法についてはすでに暫定的な提案を行っている。すなわち、制度金融の主たる効果を農業所得ないしは付加価値の増減額として把握し、さらにこの変化を、農産物の生産量の変化によるもの、価格変化によるもの、経営費の変化によるものの3つに分解するフォーミュラを提示した。この方法を用いることで、農産物価格の変動による影響を分離することが可能となり、また、事前の計画と実績値の乖離に関する詳細な分析を行うことも可能となる。加えて、本稿で紹介した簡便な手法は、個々の農業経営の診断や、農協の事業評価の分野にも応用することができる。

目次

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1．動きだした政策評価 | 5．効果指標と価格要因 |
| 2．事業量とアウトカム | 6．農業制度金融の評価視点 |
| 3．事前評価と事後評価 | 7．農業経営改善効果の測定手法 |
| 4．「ありせば」と「なかりせば」 | 8．むすび |

1．動きだした政策評価

政府の政策評価が本格的に稼働しはじめた。なかでも農林水産省は、他の府省に一步先んじるかたちで、2000年度に政策評価の作業をスタートした。本年7月4日には、その結果が公表されたところである。政策の効果に関する体系的な評価としては、今回が初めての試みである。したがって、評価の具体的な手法についても、なお開発と改善の必要な分野が少なくないであろう。しばらくは、試行錯誤が続くことも見込んでおかなければなるまい。と同時に、いま必要なことは、政策評価の基本原則について共通の認識を確立しておくことである。具体的な手法の善し悪しの判断や、試行錯誤のなかから適切な道筋を見極める判断も、結局のところ、政策評価の基本原則をよりどころにするほかはないからである。

政策評価の仕事には守るべきいくつかの基本原則がある。この点についてできるだけ平易に解説することが、この小論の目的のひとつである。基本原則の大切さは、いくら強調しても強調しすぎることはない。

評価に用いられるテクニックがどれほど向上しようとも、あるいは、評価に利用されるデータがどれほど精緻なものになろうとも、基本原則を逸脱した政策評価は信頼に値しない。むしろ、政策評価は優れて実践的な課題であるから、基本原則をそのままのかたちで適用できないケースもあるに違いない。けれども、そういったケースについても、基本原則から乖離のあることをきちんと自覚し、便宜上やむを得ざる措置を講じている点を明示することが望ましい。そうすることで、便宜上の措置による過小評価や過大評価といったバイアスの可能性を考慮に入れて、政策評価の結果を的確に解釈し、分析することが可能になる。

ところで、政策評価の大前提になければならないのは、政策の明瞭な目標である。今回、農林水産省が他の府省に先駆けて政策評価の作業をスタートした点については、1999年7月に施行された食料・農業・農村基本法の存在が大きい。また、法にうたわれた基本理念を実現するための計画として、2000年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画^(注1)もある。つまり、基本法と基本計画によって政策が体系的にセットされ、年限を区切った実施計画が整えら

れたからこそ、政策評価の作業に取りかかることができたのである。もちろん、政策のありかたについては批判も少なくない。見直すべき点も少なくないであろう。だからこそ、政策評価が必要だとも言えるのであるが、体系性と実施計画を欠いた政策であるとすれば、そもそも評価自体が成り立たないのである。体系性と実施計画を欠いた政策は、たえず揺れ動く存在である。ときには消え、ときには分身が出現するなど、まことに捉えどころのない存在でもある。そんな不確かな相手が対象であるとすれば、いくらりっぱな評価の物差しをあてがってみたところで、その効果を正確に測定することは望めないのである。

(注1) 林業に関しては、旧林業基本法にかわる森林・林業基本法が制定され(2001年7月)、水産業に関しては、新たに水産基本法が制定された(2001年6月)。また、それぞれの法のもとで、森林・林業基本計画と水産基本計画が定められる。

2. 事業量とアウトカム

政策の明瞭な目標の設定は、政策目標の達成度を評価するための大前提である。もっとも、目標のない政策などあるはずがないと言われれば、掲げられた目標が妥当なものであるかどうかは別として、それはおそらくそのとおりであろう。問題はその先にある。つまり、政策の達成度の客観的な評価が可能なかたちで、政策目標が設定されているか否かが問われるのである。この意味において、政策の目標はできるだけ定量的に設定されていることが望ましい。

もちろん、定量的な目標の設定がむずかしい分野もあるに違いない。とくにすぐあとに述べるアウトカムに着目する観点に立つとき、ことはそう簡単ではない。けれども、ここは可能な限り定量化を追求してみる必要がある。ど真ん中のストライクの定量化が不可能な場合であっても、さまざまな代理指標を工夫することで、政策目標の達成度を近似的に測定できるケースも少なくないと思われる。

言うまでもないことであるが、目標の達成度が定量的に評価されたからと言って、その結果が機械的に当該政策の存否の判断に結びつくものではない。政策評価によって得られるのは、あくまでも検討のための基礎的な情報なのである。もちろん、目標が的確に設定されていて、評価の尺度も目標にマッチしたものであれば、それだけ有力な判断材料となることは言うまでもない。けれども定量的な評価を機械的な判断につなげるべきではない。

政策評価の目標設定で陥りやすい誤りは、事業のボリュームを目標とし、その事業の実績でもって目標の達成度とみなすことである。例えば農業制度金融の分野に引きつけて言うならば、資金種類別に年間融資額の目標を立てて、融資実績額をこれと比較することは、これまでもごく普通に行われてきた。200億円の目標に対して210億円の実績があれば、105%の達成率だということになる。けれども、融資額そのものを制度金融の政策効果の尺度とすることは適切ではない。少なくとも、メインの尺度に

はならないのである。

融資額を目標として掲げ、この達成度を問うことに意味がないわけではない。その資金に対する農業経営のニーズがどれほどあるのか。その点に関する見通しは的確だったのかどうか。あるいは、ニーズを掘り起こし、現実の資金需要に結びつけるための努力が十分に払われてきたのか否か。こういった政策の立案と執行のプロセスの評価にさいして、融資額と融資件数が不可欠な情報であることは、あらためて指摘するまでもない。しかしながら、融資額を政策効果測定のためのメインの指標とすることはできない。なぜならば、融資額は政策に要した費用に関する指標であって、政策によって生み出された効果ないしは便益に関する指標ではないからである。

この点に、いま政府が取り組みはじめた政策評価のポイントがある。評価したいのはあくまでも政策によって生じた効果のほうであって、その費用ではない。あたりまえのことではあるが、政策はそれが生み出す効果を目指して練り上げられる。その効果を直接あるいは間接的に計測することによって、目標の達成度を評価しようというのである。政策評価に関してしばしば用いられるアウトカムという言葉は、この意味における政策の効果を表している。例えば、農林公庫資金の融資によって融資先の経営がどれほど改善され、地域農業の成長にどれほど貢献することができたのか。これが、経営改善資金の基本的なアウトカムにほかならない。

3. 事前評価と事後評価

政策の目標が明瞭に定義されているならば、その政策に投入される政策資源の量を前提条件として、目標の達成度に関する予測を行うことが可能なはずである。例えば、一定の融資予定総額のもとで、融資先経営の5年後の経営改善の姿を、所得ないしは付加価値のタームで予測することができる。これが政策の効果に関する事前評価にほかならない。もちろん、この種の前評価にさいしては、過去の経営改善の事例をめぐって蓄積された情報がフルに活用されなければならない。

これに対して、今回スタートした政策評価は事後的な評価である。いまの例で言うならば、融資先の経営に5年後に実際に生じた経営改善効果を把握しようというのである。そして、事前評価と事後評価はほんらい一対の関係になければならない。したがって、政策評価の手法が定着したあかつきには、事前の評価と事後的な評価をつきあわせて比較するという視点が重視されることにもなるであろう。つまり、事後評価は政策目標の達成度の評価であると同時に、事前に予測された効果の水準や事前評価の方法について、その妥当性をチェックするための情報をフィードバックする役割を果たすのである。^(注2)

そもそも政策評価の目的は、政策に対する資源配分のありかたを点検するところにある。したがって、事前に見込まれる達成

度が著しく低いとすれば、あるいは、ほかの政策手段に比べて明らかに見劣りするとすれば、問題とされている政策手段に財政やマンパワーといった貴重な政策資源を投入することに対しては、はじめから疑問符がつくことであろう。したがって、事前の政策評価が定着するとすれば、現に実行に移されている政策は、いちおう事前評価のハードルをクリアした政策だということになる。とは言うものの、予測はあくまでも予測であって、不確実な将来のできごとに関する予測が正確に的中する保証はない。また、評価自体が甘くなる可能性も否定できない。とくに政策立案にたずさわる側による評価は、政策立案に傾けられた熱意が高じて、効果の甘い見通しにつながりがちである。こうした傾向は、むしろ人のつねとして避けられないとみておかなければなるまい。

だからこそ、事後評価が大切なのである。もっとも、事後的な評価が事前のそれを明らかに下回る結果が得られたとしても、政策の妥当性がただちに否定されるわけではない。なぜ下回ることになったのかについて、その要因を分析することが大切なのである。また、そのような要因分析が可能なかたちで、政策効果の評価指標をセットしておくことが重要なのである。

(注2) この点で、わが国の公共事業のなかでユニークなポジションにあるのが、土地改良制度である。土地改良制度においては、補助事業としての採択要件として、早くから費用対効果の比較評価が義務付けられてきた。一種の事前評価であり、近年ではあわせて事後評価も試みられるようになった。

4. 「ありせば」と「なかりせば」

事前の評価であれ、事後的な評価であれ、評価にさいしては、評価の対象となった政策が実行されたときの状態と、その政策が行われていないときの状態を比較することが基本となる。しばしば、政策が実行されるまえの状態と、実行されたあとの状態の比較でもって、政策の評価であるとする考えかたが見受けられるが、これは政策評価の基本原則としては誤りである。たしかに政策の前後の比較によって、結果的に正しい評価がもたらされる場合もある。けれども、原理原則としては正しくないのである。簡単な数値例を用いて説明しよう。

	政策実行前	政策実行後
政策あり	50	80
政策なし	50	60

ここに掲げた数値は、政策の効果指標として着目しているなんらかの尺度について測られたスコアである。この値が高いほど望ましいものとする。スコアが、政策の実行前には50であったとしよう。さらに政策が講じられたケースについて、政策の実行後のスコアをみると、80に上昇している。このとき、政策実行後のスコアである80から、実行前のスコアである50を差し引いて得られる30をもって、政策の効果とみなしがちなのである。けれども、これは適切な評価とは言えない。正しくは、政策が講じられていないケースとのあいだで比較が行われるべきなのである。つまり、政策が実

行されたあとの時点で、政策が講じられたケースのスコアと講じられていないケースのスコアが、比較のペアにならなければならない。これを「政策ありせば」と「政策なかりせば」の比較、あるいはたんに「ありせば」^(注3)「なかりせば」の比較と呼ぶ。

念のため数値例で確認するならば、政策実行後の上段の80と下段の60が比較され、80から60を差し引いて得られる20をもって、政策の効果とみなすのである。やや角度を変えてみるならば、政策実施の前後で観察されたスコアの上昇分30から、政策以外の共通の因子によってもたらされたと考えられる上昇分10を取り除いた値を、政策の効果として把握しているのである。政策以外の因子の効果を除いたネットの効果が把握されたというわけである。

事前に行われる政策効果の予測については、いま述べたことをそれほど神経質に考えなくてもよい場合が多いであろう。なぜならば、事前の評価にさいしては、明示的に、あるいは暗黙のうちに、政策によってもたらされる変化以外の要因が、政策実行前の水準に固定されていることが多いからである。いまの数値例で言うならば、政策なしのケースについては、実行前と実行後のいずれについても、スコアは50の水準に保たれているものとみるのである。したがって通常は、「ありせば」「なかりせば」の原則をことさらに意識する必要もないというわけである。

(注3) 「ありせば」「なかりせば」の比較は、with and withoutの比較と呼ばれることがある。これ

に対して事前・事後の比較は before and after の比較である。

5．効果指標と価格要因

ところでさきほど、事後評価の結果が事前の評価を下回ったからと言って、ただちに政策そのものの否定には結びつかないと述べた。評価が下回ったとすれば、その分析が大切なのである。逆に、事後評価が見かけ上はますますのものであったとしても、政策の効果としてはクエスチョン・マークがつくこともありうる。これらの点について、若干の解説を加えておくことにしよう。

事前評価の結果が事後評価の結果と乖離するケースにはつぎの3つがある。実際には、これらが組み合わさって生じることも少なくないと思われるが、概念上は峻別しておくことが大切である。そこでまず第1のケースは、事前評価が適切に行われていないことによる乖離である。過大もしくは過小な事前評価が、事後的に確認された実績値とのあいだにギャップを生むのである。第2は、政策自体が所期の効果を発揮することに失敗するケースである。もちろん逆に、所期以上の効果をもたらされて、上方に乖離が生じることもありうる。そして第3に、政策自体は所期の効果を発揮しているにもかかわらず、事前の評価には織り込まれていなかった要因の作用によって、見かけのうえで事後的な評価が事前の評価から乖離してしまうケースである。政

策の評価にさいしてもっとも注意を要するのは、この第3のケースである。とくに気をつけなければならないのは、農産物や生産資材の価格の変化である。農業制度金融の政策効果の評価についても、しかりである。この点的確な分析がないならば、評価された政策効果の値から、真の姿を取り違えた見当外れの判定が導き出される可能性もあると言わなければならない。

貨幣量として把握可能な政策の効果は、事前の評価の段階では、多くの場合に実質値として与えられる。こういう意味である。すなわち、しばしば暗黙のうちにはあるが、政策の実行前と実行後のふたつの時点で、価格条件に変化がないものとして、政策効果の予測が行われるのである。言い換えれば、多くの場合、政策の事前評価は、価格要因による変動が捨象された数量的ないしは実質的な効果に着目しているわけである。けれども言うまでもなく、現実には、価格条件は日々刻々と変化する。しかも、これをコントロールすることは、一般的に言えば、個々の農業経営にとってはむろんのこと、昨今の価格政策の改革のもとでは、政策当局にとっても事実上不可能であるとみてよい。そしていまやほとんど例外なくと言ってよいほど、変化した価格条件によって、結果的に政策効果の実績値は事前の予測値から乖離することになる。

注意しなければならないのは、このような価格要因による事前評価からの乖離と、数量要因の不適切な見積もりによる乖離と

では、その意味が著しく異なっていることである。価格要因は政策の評価に見かけ上の歪みをもたらしていると言ってもよい。したがって、価格要因による乖離をうまく除去することができるならば、その結果得られるネットの数量的ないしは実質的な変化をもって、真の政策効果の評価とすることもできる。この意味において、価格要因の作用を分離し、除去する作業は、前節で述べた「ありせば」「なかりせば」の比較原則のスペシャルケースにほかならない。もう一度 簡単な数値例を用いることにしよう。

	政策実行前	政策実行後
政策あり	50	60
政策なし	50	40

今度の例では、政策によって生じている見かけのスコアの上昇は10である（ $60 - 50 = 10$ ）。しかるに、価格要因が全般的に作用したことによって、政策が講じられている、いないにかかわらず 政策実行後のスコアは10だけ減少している（ $40 - 50 = -10$ ）。この価格要因の作用を除去するならば、つまり、価格の低下が生じていないと仮定するならば、政策効果のスコアは20の水準を維持していると結論づけられるのである（ $60 - 50 - (-10) = 20$ ）。この20のスコアが、実質的に生じている政策効果にほかならない。

6 . 農業制度金融の評価視点

農業制度金融の政策効果は、農業経営に対する融資を念頭におくならば、以下に述

べるふたつのステージに分けて把握することが^(注4)できる。したがって、政策の目標についても、ふたつのステージに目標が想定されることになる。

まず、政策金融としてのレゾンデートルでもあるが、市中金利に比べて優遇された金利を設定し、機関保証制度を整備するなどの政策的な措置を通じて、農業分野における投資のボリュームを社会的に望ましい水準に確保すること、この点に政策の第1段階の目標を設定することができる。政策なかりせばそこに落ち着いたであろう投資のボリュームは、社会的にみて過小であると判断されるからこそ、さまざまな政策措置がとられるわけである。その意味で、農業制度金融も、市場の失敗に対処する資源配分調整政策の一翼を担っているのである。ここで市場の失敗の要因について多くを述べるゆとりはないが、農業特有の不安定な収益性や、メンバーひとりの疾病が経営破綻に結びつきかねない家族経営特有のリスクがあり、さらには近年クローズアップされている食料の安全保障や農業の多面的機能の存在をあげることができる。

これらの要素に対して、いま述べた利子率の設定や信用補完といった措置を講じることによって、制度が想定する借り手としての適格者が融資の対象としてカバーされることになる。このカバレッジの確保が、制度金融の政策目標の、したがって政策評価の第1ステージにほかならない。そして、そのつぎにくるのが政策目標と政策評価の第2ステージというわけであり、そこ

では融資先の農業経営の投資が充分なりターンをもたらしているか否かに着目する。この第2ステージをめぐる政策効果の評価については、むしろオーソドックスな投資分析の手法が有効であると考えられる。第1のステージで適切にカバーされた融資先が、第2のステージではそれぞれに経営改善に取り組むというわけである。やや模式的に述べるとすれば、制度金融全体の政策効果は、経営改善効果の広がり測定する第1ステージの評価と、経営改善効果の厚みを測定する第2ステージの評価の積のかたちをとるのである。

(注4) 農業制度金融は、農業経営を直接の対象としない融資のジャンルとして、土地改良という大きな領域をもつ。

7. 農業経営改善効果の測定手法

前節で述べたフレームワークにもとづいて、われわれは農業制度金融の政策評価の具体的な手法について検討を行っている。すなわち、2000年度にはまず第2ステージの評価手法に関する提案を行い、今年度は第1ステージの政策評価の視点から、信用保証制度の評価手法を吟味している。ここでは、前者すなわち制度資金の経営改善効果を把握・分析する手法について、そのエッセンスを紹介することにしたい。^(注5)

言うまでもなく、個別経営の改善効果は、集積されて地域農業の振興効果に結びつき、地域農業の振興効果は、集積されて

国全体の農業の生産性と競争力を押し上げる。けれども、いずれのレベルの効果を評価するについても、その基本となるのは経営レベルの効果である。広域レベルの評価は本質的に、個別経営レベルにおける評価の集計値に過ぎないからである。

さて、例えばスーパーL資金(農業経営基盤強化資金)の融資が行われるならば、融資先の農業経営にはさまざまな変化が生じるはずである。そのなかでわれわれは、融資によって生じる所得ないしは付加価値の変化に着目した。厳密に言うならば、付加価値の源泉には労働も含まれるから、付加価値の変化分のすべてを投資のリターンとみなすことはできない。けれども、容易に利用できる指標の開発という意味で、まずは付加価値の増減に着目したわけである。もっとも、労働費に関するデータが得られるならば、以下の指標は、労働に帰属する価値を除いた付加価値に関する指標として読み替えることができる。^(注6)

いま、融資前の時点0における農業所得を I_0 、融資後のある時点Nにおける農業所得を I_n と書くことにする。ここで農産物の価格を P 、農産物の量を Q 、農業経営費を E と書くならば、融資の前後で生じている農業所得の変化 $I_n - I_0$ は、

$I_n - I_0 = (P_n \cdot Q_n - E_n) - (P_0 \cdot Q_0 - E_0) \quad (1)$ と表される。要するに売上から経営費を控除したのちの所得の変化を把握しているのである。ただし、価格などに付されている添字 0 と n は時点0とNを表す。このもっとも簡潔な尺度に関する情報であっても、そ

れなりの分析は可能である。例えば、投資額に対する所得増分の比率を求めれば、これは一種の投資収益率を表している。また、投資の対象に耐用年数を想定できるケースについては、その全期間にわたって $I_n - I_0$ を計算し、それらの割引現在価値の合計額を投資額に一致させる割引率を算出することで、内部収益率を求めることも可能である。

ここで、第5節で検討した価格要因の作用と実物要因の作用を分離して評価することを考えてみよう。価格の変化 $P_n - P_0$ を P_{no} 、数量の変化 $Q_n - Q_0$ を Q_{no} とみると、簡単な計算によって、(1)式をつぎのように書き直すことができる。

$$I_n - I_0 = P_0 \cdot Q_{no} + P_{no} \cdot Q_0 - (E_n - E_0) + P_{no} \cdot Q_{no} \quad (2)$$

すなわち、農業所得の変化は、数量効果(右辺第1項)、価格効果(同第2項)、経営費の効果(同第3項)の3つに分解される。^(注7)ただし、一般に交差効果を表す第4項は分析の対象から除かれる。この要因分解式において、例えば価格効果がマイナスに作用しているとすれば、その分については政策効果の評価額から除去しておく必要がある。そうすることによって、実質的な効果である $P_0 \cdot Q_{no} - (E_n - E_0)$ を分離できるというわけである。ここでさらに、数量の変化 Q_{no} を実績値 Q_n と時点Nに達成を見込んでいた計画値 Q_t との差 Q_{nt} と、計画値 Q_t と融資前の時点0における数量 Q_0 の差 Q_{t0} に分解し、同様に経営費についても計画値 E_t を明示することによって、いま分

離された実質的な効果を、

$$Po \ Qto - (Et - Eo) + Po \ Qnt - (En - Et) \quad (3)$$

と書き直すことができる。すなわち、発生している効果のうち、 $Po \ Qto - (Et - Eo)$ については、あらかじめ見込まれていたわけである。言い換えれば、これが政策効果の事前評価に対応する値にほかならない。残る $Po \ Qnt - (En - Et)$ が、予測には織り込まれていなかった変化であり、この値がプラスの場合には、全体として事前評価を上回る実績があがっていることになる。

(3)式については、別の読みかたも可能である。すなわち、技術の進歩によって特別の投資がない場合にも等しく生じている収量の増加やコストダウンが、それぞれ $Po \ Qto$ と $Et - Eo$ によって表されているとみるのである。収量増加やコストダウンの共通因子に対応する具体的なデータとしては、融資対象外の類似の経営に関する情報を収集・利用することが考えられる。そして、実質的な効果である(3)式から、このような共通因子の作用である $Po \ Qto - (Et - Eo)$ を除去するならば、農業制度金融のネットの経営改善効果は残る $Po \ Qnt - (En - Et)$ によって把握されることになる。これが厳密な「ありせば」「なかりせば」の比較から得られる政策効果にほかならない。^(注8)

(注5) 詳しくは、2000年度の調査研究の報告書である(財)農村金融研究会『平成12年度農林水産制度資金の効果測定手法の整備に関する調査報告書』と、同『所得増減要因分析による農林水産制度資金の政策効果測定手法の手引き』を参照されたい。なお、本稿にはこれらの文献とは異なる記号で表現した部分があり、説明も一部簡略化した。

(注6) 以下の説明で、経営費とあるところに労働費も含めて考えればよい。なお、付加価値のうちひとつの源泉である土地の扱いについても、厳密には問題が残る。もっとも、農地購入も制度資金の重要な使途であったことは、周知のとおりである。

(注7) 経営費の変化についても、数量要因と価格要因に分解することが可能である。

(注8) やや複雑になるが、生産物の価格や生産資材の価格についても、融資対象の経営とそのほかの経営のあいだに差が生じる可能性を考慮した定式化を行うこともできる。例えば、品質の向上や有利な取引先との提携によって、価格をめぐる経営改善が生じるとすれば、そのような変化も政策効果のひとつとして捉えなければならない。

8. むすび

前節で紹介した具体的な手法については、目下のところ検証作業が行われている。その意味では、現時点における暫定的な提案であると理解していただきたい。ただし、提案された手法のベースにある政策評価の基本原則については、費用便益分析といった関連分野における長年の蓄積から得られたものであるから、安心して参照することができる。

本稿が提示した観点、すなわち事前評価と事後評価の比較、「ありせば」「なかりせば」の比較、価格要因と数量要因の分解などの観点は、およそplan - do - seeのプロセスをたどる事業であるならば、広く適用可能であると言ってよい。

政策評価の手法は、汎用性が高いのである。ひとつひとつをとれば、ごく常識的な観点であって、奇をてらったところなどにもない。けれども、健全な常識のパワーをあなどってはならない。政策評価の基本

原則に立って冷静に眺めてみると、個々の農業経営の診断や農協の事業評価の面でも、有用な情報が得られる点が少なくないように思われる。政策評価の仕事はけっして他人事ではなく、他人まかせですむわけ

でもないのである。農協事業のさまざまな分野においても、むしろ政策評価の気運の高まりを背に受けながら、自己評価の取り組みが生まれることを期待したい。

(しょうげんじしんいち)

新たな農協金融システムの構築に向けて

JAバンク構想が目指すもの

〔要 旨〕

1. 経済環境の変化に伴いJAグループの収益が低下しているなか、JAグループの強みを生かした総合的な事業の創造と、事業システムの見直しを前提とした部門ごとの経営改革の断行による徹底した収益改善が求められている。また、これまで農協系統信用事業の信頼性維持は、いかに破綻処理を迅速に行うかという点に力が注がれており、破綻が起これば、県域での処理が困難な場合、貯金保険制度や全国相援制度が一定の負担に依拠してきたが、一方で、経営困難農協の存在を認識していても、破綻に至るまで有効な手立てが打ててこなかったという問題がある。
2. 昨秋のJA全国大会の議案審議においてもこうした問題が議論され、また農林水産省においても並行して検討が進められた結果、従来の農林中金と信連との統合法をベースに、「一体的事業運営」や「実効性ある破綻未然防止システムの確立」等を主眼として構築される「新たな農協金融システム」が十分に機能し、全体としての信頼性向上に資するよう、「JAバンク法（正式名は「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」）として全面的な改正がなされたところである。
3. JAバンク法の制定により、農林中金の業務の特例として、特定農協（＝農林中金に出資する農協で信用事業を営むもの）等に対する指導業務が認められた。あわせて、農林中金が指導業務を行うにあたり、特定農協等から経営状況等について必要な報告・資料提出を求めたり、必要があるときは官庁、公共団体、農協中央会、信連等に照会、協力依頼を行ったりすることができるよう、法律上の手当てもなされた。
4. 今後の課題は、こうした法的な裏付けのもとに、破綻未然防止の仕組みをいかに構築していくかということであり、具体的には、農林中金が指導業務を行うにあたって定めることとされた「基本方針」の内容に移ってきている。
5. 今回、こうした破綻未然防止にかかる取組みを、農協・信連・農林中金の行動規範である「基本方針」の中に位置付けることについて、格付機関からは「農林中金が偶発的債務にさらされるリスクはなくなる」と一定の評価を得たが、裏を返せば、農林中金が農協系統信用事業全体に対し重い責任を背負うことを表明したことと同義であり、覚悟と決意をもって取り組まざるを得ないことは言うまでもない。

目次

- 1. JAバンク法制定の背景
- 2. JAバンク法の概要
 - (1) 農林中金の指導業務（業務の特例）
 - (2) 基本方針
 - (3) 関係団体に対する協力依頼等
 - (4) 「指定支援法人」
- 3. 「基本方針」の検討状況
 - (1) 「JAバンクシステム」の基本的方向
 - (2) 「JAバンク会員」の役割等
 - (3) 「JAバンク会員」の責務
 - (4) 「JAバンク会員」が享受するメリット
 - (5) 基本方針等を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）
 - (6) 基準の見直し等
 - (7) 経過措置（検討中）
- 4. JAバンク・システムの今後の課題
 - (1) JAバンク・システムの評価
 - (2) 今後の課題

1. JAバンク法制定の背景

経済環境の変化に伴いJAグループの収益が低下しているなか、今後ますます激化する一般企業との競争に対抗していくためには、JAグループの強みを生かした総合的な事業の創造と、事業システムの見直しを前提とした部門ごとの経営改革の断行による徹底した収益改善が求められている。

特に昨今の金融情勢の劇的变化（金融機関の再編による大競争時代の到来、インターネットバンキング等新たなビジネススタイルの出現、2002年4月のペイオフ解禁、等）のなか、農協系統信用事業が勝ち残っていくためには、大きく分けて「利便性」と「信頼性」の両面において、他の金融機関に劣後することのないような取組みが必要である。

利便性については、JAが「便利で」「親切で頼れる」存在となること。そのためには、これまでどおり組合員や後継者等の強い信

頼を得て、高品質な金融サービスの提供や十分な相談機能を発揮しつつ、農協系統各段階が必要な機能分担と補完を行いながら、いかに効率的で一体的な事業運営を展開していくかが重要な課題となる。

また、信頼性については、過去の破綻事例の反省に立ち、今後どういう形でこれを未然に防止し、農協系統信用事業全体としての健全性を維持・向上していくかという観点から、現行の相互援助制度の見直し等によるセーフティネットの充実を早期に図っていく必要がある。

現行の相互援助制度については、主として信用事業に起因して経営不振、財務内容悪化等に陥った農協に対し、農協系統が協力して経営再建を支援することで、農協信用事業の安定と信用力向上を図ることを目的とし、事前の事故防止のための機能、財務体質強化のための資金融通、再建困難農協の処理にかかる資金援助、等、幅広い機能を有している。しかし、あくまで自主的

な取組み・枠組みであり、強制力が無いことから、実効性にやや乏しい側面もあり、過去の事例において、対応が後手に回った結果、系統としての負担が拡大した点も否めない。このような過去の教訓を踏まえれば、現行相互援助制度の見直しにあたっては、資金援助等を中心とする「円滑・迅速な破綻処理」機能の充実に加え、問題を早期に発見し対処することで行う「実効性ある破綻未然防止」機能の充実により、系統トータルとしてのコスト(単なる処理コストだけではなく、信頼回復のためにかかるコスト等を含む)をいかに抑制するかが大きなポイントとなる。

そのために、系統内で各々が遵守すべき行動規範を設け、早期是正措置よりも早い段階で問題のある農協を発見し、メンバーの破綻を未然に防止する仕組みをしっかりと作り、信頼性の高い新たな枠組みとして組合員・利用者からの社会的信任を得ていくことが重要である。これまで農協は農業者の相互扶助組織として、事業全体が基本的には組合員の自治を尊重して運営されるべき組織であり、また、組合員に総合的なサービスを提供しやすい経営形態、すなわち総合事業体として運営されてきている。

しかしながら、組合員のみならず地域の利用者から広く貯金を預かるという公共性からかんがみれば、金融システムの一員としての役割を果たしていくことが求められている。協同組合原則は基本原則としておきながらも、破綻を未然に防止し信頼性の

維持や貯金者保護の徹底を図るためには、全国で認知した自主的なルール(自主ルール)に基づいて、組合員の自治をやむなく一定程度制約することも必要ではないか、信用事業の譲渡等により他事業とのリスクを遮断せざるを得ない場合も考えておかなければならないのではないか、という問題認識がある。

これらの課題については、昨秋のJA全国大会の議案審議においても議論され、激変する環境変化に対応した各事業機能のあり方について具体的な検討が行われてきたほか、農林水産省においても経済局長の私的検討会(「農協系統の事業・組織に関する検討会」)のなかで制度上の手当てを含め、検討が進められた。その結果、従来の農林中金と信連との統合法(「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律」)をベースに、「一体的事業運営」や「実効性ある破綻未然防止システムの確立」等を主眼として構築される「新たな農協金融システム」が十分に機能し、全体としての信頼性向上に資するよう、「JAバンク法」(正式名は「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」)として全面的な改正がなされ、JAグループとしての取組みに制度面での裏付けが図られたところである。

2. JAバンク法の概要

JAバンク法のポイントは大きく分けて次の5つである。

(1) 農林中金の指導業務(業務の特例)

農林中金の行うことのできる業務については、農林中央金庫法に限定列挙されており、他の業務を営むことはできないが、今回本法において、業務の特例として、「特定農協等」に対し、信用事業の再編・強化のための指導を行うことができるよう手当てがなされた(第3条)。

なお、「特定農協」とは農林中金の会員である農協で信用事業を併せ行うものを指し、「特定農協等」とは特定農協および信連を指す(第2条)。農林中金の「会員」という概念はこれまで存在しなかったが、これは農協改革2法(農協法、JAバンク法)と同時に農林中央金庫法の改正が行われており、そのなかで従来「出資者」とされていたものが「会員」と書き直されたものである。したがって、こうした条件に該当する農協・信連については自動的に農林中金の指導対象である「JAバンク会員」と位置付けられる。

一方、農林中金の「指導」の下に入ることを望まない農協については、本法施行後1か月以内に農林中金の会員からの脱退を認める規定が附則に置かれている。

(2) 基本方針

農林中金が指導業務を行うためには、当該業務に関する基本的な方針(以下「基本方針」という)を定めなければならない、とされ、農林中金による恣意的な指導が行われることのないよう手当てされており、基本方針に定める事項についても、信用事業

の再編・強化の基本的方向、信用事業の再編のために必要とされる合併・事業譲渡に関する事項、信用事業強化措置に関する事項(=「指定支援法人」(後述)からの支援にかかる事項)、その他信用事業の再編・強化に必要な事項、の4点について定めることが義務付けられている(第4条)。

また、基本方針の制定および変更手続きには、農林中金に設置される経営管理委員会および総代会の承認を要し、さらに制定・変更された基本方針は主務大臣への届出を行わなければならないこととされている(なお農林中金への経営管理委員会設置は、今回の農林中央金庫法改正で手当てされたものである)。

一方主務大臣は、届出にかかる基本方針の内容が信用事業の再編・強化に資するものに該当しない、あるいは不当に差別的である、等と認めるとき、農林中金に対し、相当の期限を定め、基本方針の変更を命ずることができることとされており、ここにおいても農林中金の指導内容にチェックが入る仕組みとなっている。

(3) 関係団体に対する協力依頼等

農林中金が指導業務を行うためには、特定農協等から経営状況等について必要な報告・資料提出を行ってもらった必要があるが、そのための根拠となる条文が用意された(第5条)ほか、指導を行うため必要があるときは、官庁、公共団体、農協中央会、信連その他の者に照会、協力依頼を行うことができることとされた(第6条)。

農林中金の場合、全国に36しか店舗を配置しておらず、要員や経験の面において十分な経営資源を有するとは言い難いため、県域における指導については県信連をはじめとする各団体に協力を仰ぐ必要があるが、こうした協力依頼に対しても法的な根拠が与えられることになった。

また、農林中金が特定農協等の経営状況を監視するにあたっては、経営管理資料の徴求（オフサイトモニタリング）のほか中央会による監査結果の確認（オンサイトモニタリング）も有効な手段として想定しうるが、これまでは監査業務に係る秘密保持義務違反（農協法第103条の3）との関係から監査結果が信用事業系統に開示されることはなかった。今回JAバンク法制定により、監査結果についても農林中金に対し開示することが認められるようになり（第7条）、特定農協等に対する指導の前提としての経営情報のより詳細な把握が可能となった。（なお、監査業務に係る秘密保持義務が直ちに解除されるわけではなく、本条文に基づき中央会系統において各農協との監査契約を見直すことにより対応していく予定である。）

（4）「指定支援法人」

昨秋のJA全国大会決議のなかでも、実効性ある破綻未然防止策の確立の一環として、新たな積立金による必要な支援財源の確保を掲げているが、具体的には、現在農林中金に置かれている相互援助積立金（全国積立金）を外部化することにより、従来の破綻時における資金援助機能に加え、破綻

未然段階での資本注入機能を付加させる方向で検討が進められている。

JAバンク法はこうした検討に法的な裏付けを与えるべく、主務大臣により、かかる支援業務を行う公益法人（以下「指定支援法人」という）を全国で1つだけ指定することができるとした（第32条）ほか、農林中金の要請を受けて、信用事業の再編に必要な資本注入、資金援助等を当該法人より行うこととしている（第33条）。

また、この指定支援法人の基金への負担金拠出については、非課税扱いとすることも併せて手当てされた（第41条）。

（5）業務代理

農林中金の指導により、農協が信連や農林中金に信用事業譲渡を行った場合、当該農協が以降信用事業を営まなくなることから、結果として当該地域の組合員等利用者に対する金融サービスの低下を招来する可能性がある。この場合、信連が当該農協に隣接する形で支店を設置することにより金融サービスを提供する方法もありうるが、信用事業を譲渡した農協が信連・農林中金の業務代理を行う形で引き続き信用事業を営めるような手当てもなされている（第42条）。この場合の農協の位置付けは、銀行法上の代理店に近く、信連・農林中金は、農協に業務代理をさせる場合、（銀行法の代理店と同様）主務大臣の認可を受ける必要があるとされている。

3. 「基本方針」の検討状況

農林中金の行う指導業務を明確に位置付けたうえ、特にモニタリングから始まり最終的な支援発動に至る破綻未然防止の枠組みにおける主要な取組事項に関して、法律上の裏付けを得たことは、枠組み自体の実効性確保に大いに資するものと考えられる。

今後の課題は、こうした法的な裏付けのもとに、破綻未然防止の仕組みをいかに構築していくかということであり、具体的には、農林中金が定めることとされた「基本方針」の具体的内容に移ってきている。この「基本方針」は、第22回JA全国大会決議に出てくる破綻未然防止のための「自主ルール」そのものであり、農協・信連・農林中金の総意により定められる、農協系統信用事業全般にわたる「行動規範」としての位置づけを帯びるものであることから、農協系統全体で幅広く周知・認識深化を図る必要がある。

現在、信用事業系統・中央会系統の連携により、各県において事務局案をたたき台に協議を進めているところであり、今後も若干の修正が見込まれるが、現時点（8月末）における案をもとに説明させていただく（第1表「基本方針（素案）[要旨]」参照）。

（1）「JAバンクシステム」の基本的方向

この章については、JAバンク法第4条に定められている、「基本方針」に盛り込むべ

き事項について、JA全国大会決議等も踏まえつつ明示的に定めたものである。

（2）「JAバンク会員」の役割等

a. 農林中金の役割

JAバンク法上、基本方針については経営管理委員会および総代会の承認が必要ということになっているが、いずれも農林中金の会員の構成上、農業団体（出身者）に限られたものではないことから、経営管理委員会の下に信連・農協の代表者等からなる「JAバンク中央本部」を設置し、基本方針にかかる実質的な議論はここで行うことを明記した。（なお、JAバンク中央本部については今秋の農林中金の定款変更によって設置が盛り込まれる予定である。）

b. JA・信連の役割

JAバンク法上、特定農協等を指導するのは農林中金という位置付けになっているが、要員や経験の面において十分な経営資源を有するとは言い難いため、県域における指導については県信連をはじめとする各団体に協力を仰ぐ必要がある。この場合、JAバンク法第6条に基づき信連の中に「JAバンク県本部」を設置してもらい、中央本部と県本部が連携して指導を行うこととした。

また、管内の農協の合意が得られるのであれば、全国版の基本方針よりも厳格な基準（県内基準）に基づいて県本部が指導することも可能とした。（県本部は中央本部を代理して指導を行うのであり、こうした県内基

第1表 基本方針(案)【要旨】

「JAバンクシステム」の基本的方向
 「JAバンク会員」(JA, 信連, 農林中金)は, 本方針を遵守し, 以下の事項について一体的に取り組むことにより, 「JAバンクシステム」を確立する。

1. 総合力を結集し, 実質的に一つの金融機関として機能する運営システムの確立。
2. 全国どこでも, 良質で高度な金融サービスの提供。
3. 資金を安全・効率的に運用し, 経営態勢・体力を超えた資金運用を防止。
4. 破綻未然防止のため, 早期に経営改善を行い, 改善困難な場合は速やかに組織統合実施。
5. 指定支援法人に基金を設定し, これを財源に経営改善や組織統合に必要な支援を実施。

「JAバンク会員」の役割等

1. 農林中金の役割
 - (1) JAバンク全体の総合的戦略を樹立し, 本方針に基づいて信連・JAへ必要な指導を実施。
 - (2) 経営管理委員会の下に信連・JAの代表者等からなる「JAバンク中央本部」(以下「中央本部」という。)を設置し, JAバンクシステムの適切な運営を行う。
2. JA・信連の役割
 - (1) 本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守。
 - (2) 信連は「JAバンク県本部」を設置し, 本方針に基づいて管内JAに指導し, JAは信連の指導を遵守。なお, 県内合意により, 本方針より厳しい基準による指導が可能。
3. 中央会との連携
 - ・JAバンクシステムの適切な運営のため, 信連・農林中金は中央会と密接な連携を図る。

「JAバンク会員」の責務

項目	内容
経営状況の報告等	・中央本部に対し, 経営管理資料, 経営状況に関する事項を提出, 報告。 ・資産内容に問題有の場合, 中央本部は中央会等と連携し資産精査を行う。
資金運用制限ルール	・体制・能力を超えた資金運用(貸出・有価証券)を防止するため, 基準に該当する場合は資金運用範囲を制限。
経営改善ルール	・一定の基準に該当した場合, リストラ, 資本増強等の経営改善策を実行。 ・この場合, 前提条件を充足のうえ, 指定支援法人より支援が受けられる。
組織統合ルール	・経営継続上の重大問題発生の場合, 一定期間内に連合会段階に信用事業譲渡等を実施。事業譲渡後, 法令に基づき業務代理を行うことができる。
指定支援法人への財源拠出	・指定支援法人に対して, 基準に基づき, 毎年度必要な財源拠出等を行う。 ・拠出割合は, 各県の問題発生有無等に応じて, 格差を付けるものとする。
JAバンクの一体的事業推進	・JAバンクの総合的戦略による一体的な事業推進を行い, 均質・高度なサービスを提供。 ・JAバンクの共同運営システムを利用・活用した業務・商品・サービスを取り扱う。
JAバンク全体の安全・効率運用確保	・JAバンク全体での安全・効率運用の確保のため, 基準に基づいた資金の預入等を行う。

「JAバンク会員」が享受するメリット(本方針を遵守する会員のメリット)

1. 「JAバンク会員名簿」に登録のうえ, 組員・利用者等に周知
2. 全国統一されたシステムの利用, 機能・商品の取扱い。
3. 「JAバンク」商標, およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用。
4. 本基本方針に基づく経営改善・組織統合の際の, 指定支援法人からの支援。

基本方針等を遵守しない会員に対する措置(ペナルティー)

本方針を遵守しない会員に対して, 勧告・警告を行い, 改善が認められない場合は, 「JAバンク」商標の使用禁止, 指定支援法人の支援対象からの除外, 会員からの強制脱退, 等, ペナルティー措置を講じる。

基準の見直し等(金融情勢変化やJAバンクの経営状況等を踏まえ, 本方針・基準について毎年見直す)

経過措置(組織統合ルールの適用時期, 現時点でシステム等未整備JAの体制整備期間, 等の措置)

準に従わない農協に対するペナルティも当然中央本部の名において行うことになる。)

なお、1県1JA県や信連統合後の県域についてはJAバンク中央本部(農林中金支店)が直接指導することを基本とするが、個別県域の実態(農協数、農林中金支店を含めた県組織のマンパワーの問題等)に応じ、県中央会との連携により対処することになる。

c. 中央会との連携

信用事業系統が自己責任のもとJAバンクシステムの適切な運営を図っていくうえで、中央会系統の果たす役割はきわめて重要であり、中央会系統との連携を全国、県それぞれの段階において図ることを基本方針のなかで明示することにした。

具体的には、特定農協等の経営状況監視の一手段(オンサイトモニタリング)として中央会監査結果の確認や、経営状況を点検(モニタリング)した結果、あらためて資産精査を行う必要が生じた場合の対応等が想定される。

なお中央会監査については、これまで各県中央会間の監査体制の格差、中央会役員出身農協に対する監査の実効性の問題、等が以前から指摘されており、外部監査に委ねるべきとの意見も依然強い。中央会系統ではこうした問題を解決すべく、平成14年度から全中と各県中央会にある「監査部」を事業統合する形で「JA全国監査機構」を立ち上げる準備に入っている。JA全国監査機構は全中の中に置かれるが、機構を代表

する全国監査委員長は外部から登用するなど、監査にかかる独立性・中立性を高める工夫がなされている。また、現在農協法第37条の2に基づく財務諸表監査については、政令により貯金量1,000億円以上の農協が対象となっているが、来年以降これが500億円以上にまで引き下げられるのに併せ、500億円未満についても自主的に2年に1回は監査する方向を打ち出すなど、信用事業を営む農協については最低でも2年に1回は監査を行うことができるような体制づくりが進められている。

いずれにせよ、新しい中央会監査の仕組みが機能するかどうか、今回のJAバンクシステム成功の大きなかぎとなっていることは間違いない。

(3) 「JAバンク会員」の責務

a. 経営状況の報告等

農協・信連の財務状況、業務執行体制等について、年1回徴求する報告資料等により、県本部・中央本部がモニタリングを行うことを定めた。

また、その際、貸出等の資産内容に問題があると判断される場合には、中央会系統とも連携のうえ、県本部・中央本部が資産精査を行い、実質自己資本比率の算定等、早期の実態把握を行うこととした。

b. 資金運用制限ルールの遵守

資金運用(貸出・有価証券運用)が体制と能力を超えて行われることを防止するため、県本部・中央本部のモニタリングによ

第2表 破綻未然防止策の考え方（資金運用制限・経営改善・組織統合の発動基準と取組内容）（案）

経営状況の点検（モニタリング）	経営状況の点検（モニタリング）結果(, , を個別に検証) , , の複数の項目に該当する場合は、そのうちの最も厳しい基準を採用する。				破綻未然防止に向けた取組み	
	実質自己資本比率	体制整備状況	検査・監査等の指摘事項	(点検結果)	資金運用制限	経営改善取組み
	基準	・内部監査検査体制 ・貸出・審査体制 ・余裕金運用体制			・体制、体力に応じた資金運用 ・リスク抑制による損失拡大防止	
経営状況の点検（モニタリング）	実質自己資本比率の算定方法 ～農協法に規定する自己資本の額から、以下の額を控除し算出 、分類額にかかる未引当相当額 、有価証券等のネット評価損益マイナス額 自己資本額に算入した県相援積立金等、控除するのが適切であると農林中金（JAバンク中央本部）が指定するものにかかる額	8%以上	・問題なし	・指摘なし	事業収支の赤字、他部門運用等の基準のみに該当する場合は、個別該当項目に応じた改善取組みを実行。	
		6～8%	・問題あり（そのおそれがある場合を含む）	・指摘あり	個別協議により安全運用 ・信連・農林中金と月次協議を行って運用実施 ・新規運用は、地公体向け貸出や機関保証付き貸出等保金が充足されている貸出や、公共債等の低リスク銘柄への投資に限定	経営改善の発動基準に該当する項目について、改善策を実行
		4～6%	・2年連続して同じ問題	・2年連続して同じ指摘	【レベル2】	新規資金運用の停止 ・新規分については、信連・農林中金への預入れ
	4%未満	・経営継続に支障を来す重大な問題 ・レベル1・2での運用制限、経営改善を行っていない場合	・経営継続に支障を来す重大な指摘	【レベル3】	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）6カ月以内に実行。経営破綻の場合には直ちに実行。	

り、第2表に示す実質自己資本比率、体制整備状況等にかかる基準に該当する農協・信連に対して、そのうち最も悪い基準(レベル)に沿う形で資金運用範囲の制限を行うこととした。

c. 経営改善ルールの遵守

経営悪化や破綻を未然に防止するため、実質自己資本比率、体制整備状況等が第2表の基準に該当する農協・信連は、それぞれの項目に応じて経営体制の刷新、リストラ、資本増強等の経営改善策を実行するこ

とが義務付けられた。

d．組織統合ルールの遵守

JAバンクシステムの信頼性と金融機能の維持を図るため、農協・信連は第2表の基準に該当する経営継続上の重大問題が生じた場合、6か月以内(経営破綻の場合は直ちに)に、農協は信連・農林中金に、信連は農林中金に信用事業譲渡等を行うことが義務付けられた。

この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行った農協は信連・農林中金の業務代理を行うことができることとされた。

e．指定支援法人への財源拠出

農協・信連・農林中金は、指定支援法人に対して、別途定める基準(負担金割合等)に基づき、毎年度必要な財源拠出等を行うことが義務付けられた。

なお、この拠出負担金割合は、各県における問題発生の有無等に応じて、格差をつけるものとした。

f．JAバンクの一体的な事業推進

組合員等利用者が全国どこでも良質で利便性の高い金融サービスを受けられるよう、農協・信連は、JAバンクの総合的戦略に基づいて一体的な事業推進を行うとともに、JAバンクにおける共同運営システム(JASTEM、系統決済データ通信システム)の利用、それを活用した業務・商品・サービスを取り扱うものとした。

g．JAバンク全体の安全・効率運用の確保
農協・信連は、JAバンク全体での安全・効率運用の確保を図るため、信連・農林中金に対する資金の預入等を行うものとした。これは、来年以降、通達としての模範定款例が廃止されることを受け、農協・信連・農林中金間の安定的な利用関係について基本方針に定めることにより、これを確保しようと企図するものである。

(4) JAバンク会員が享受するメリット

基本方針を遵守するJAバンク会員は、全国統一されたシステムの利用、機能・商品の取扱い、農林中金がサービスマーク登録を行っている商標「JAバンク」、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用、上記経営改善・組織統合に際し、指定支援法人からの資本注入等による支援、を受けることができる旨明示した。

(5) 基本方針等を遵守しない会員に対する措置(ペナルティー)

JAバンク全体の信頼性を確保するため、基本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は遵守の勧告、ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、「JAバンク」商標の使用禁止、指定支援法人の支援対象からの除外、JAバンク会員からの強制脱退など、必要なペナルティー措置を講じる旨規定した。

なお、基本方針を遵守しない場合のペナ

ルティは、遵守事項によって当然軽重があると考えらるべきであろうが、系統信用事業全体としての健全性維持に重大な支障を与えかねない作為・不作為に対しては、JAバンク会員からの強制脱退、すなわち農林中金会員からの除名も視野においた対応が必要であると認識している。

(6) 基準の見直し等

基本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、JAバンクの経営状況等を踏まえ、JAバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年見直しを行うこととした。

(7) 経過措置（検討中）

JAバンク会員としての要件は、基本方針のなかに規定される責務を遵守することであるが、一方で法律（JAバンク法）上は「特定農協」という概念しかなく、JAバンク会員＝特定農協、すなわち農林中金の会員農協で信用事業を併せ行うものはJAバンク会員と位置付けざるを得ないことから、両者の乖離を埋めるため経過措置を置く必要があると認識している。具体的な内容についてはまだ検討の域を出ていないが、一定の期間（3年程度か）を設け、その間に基本方針に書かれているJAバンク会員としての責務を遵守してもらう（あるいはそのための体制を整備してもらう）よう、県本部・中央本部が指導していくことを想定している。

なお、経過措置期間中の農協については、JAバンク会員として享受できるメリット

のうち一部を制限することも検討している。

4. JAバンク・システムの 今後の課題

(1) JAバンク・システムの評価

これまで農協系統信用事業の信頼性維持は、いかに破綻処理を迅速に行うかという点に力が注がれており、これを支えるのが農水産業協同組合貯金保険制度（貯金保険制度）と全国農協信用事業相互援助制度（全国相援制度）であった。このため、破綻が起これば、県域での処理が困難な場合、農林中金も全国相援の運営主体として一定の負担に依拠してきたが、一方で、経営困難農協の存在を認識していても、破綻に至るまで有効な手立てが打てなかったのも事実である。

これが外部の格付機関からみた場合、「農林中金は常に農協の破綻という偶発的債務にさらされている」とみられ、農林中金に対する評価をネガティブにしていた面もある。今回、農協系統信用事業の破綻未然防止にかかる取組みを、法的裏付けを得つつ、農協・信連・農林中金の行動規範とも言える「基本方針」に位置付けたことについて、格付機関からは「農林中金が偶発的債務にさらされるリスクはなくなる」と一定の評価を得たが、裏を返せば、農林中金が農協系統信用事業全体に対し重い責任を背負うことを表明したことと同義であり、覚悟と決意をもって取り組まざるを得ないことは言うまでもない。

なお、こうした農協の経営状況の監視は

本来行政の責任であり、行政検査の強化こそ必要との意見もある。農協に対する監督権限は引き続き都道府県知事にあることから、自主ルールスタート後も県行政の責任が軽減されるわけではなく、引き続き厳格な検査が必要であることは間違いない。ただ、農協・信連・農林中金が「1つの金融システム」として一体的に事業を行っていく以上、全体を自らの経営として相互監視していく仕組みは必要であり、それが系統全体としての自己責任の果たし方であると思われる。どんなに行政の責任を問うところで、最終的には破綻した農協そのものの責任が問われるのであればなおのことである。

(2) 今後の課題

今後検討すべき課題は多いが、そのなかで、基本方針に基づく中央本部からの指示と、組合員自治との関連をどう整理するのかという問題がひとつある。例えば、自己資本比率が一定水準を割り、中央本部から信用事業譲渡を勧告された農協があったとしても、それを決議するのは当該組合の総会（総代会）であり、そこで否決されてしまっただけでは事業譲渡はできない。

この場合中央本部はJAバンク会員からの強制脱退をもって臨むことになるだろうが、（組合員の場合自らの意思で決定した道であ

り、異論はないであろうものの）こうした意思決定に参加できない一般利用者は、これまで取引していた農協がいつのまにか「JAバンク」でなくなることもありうるわけであり、自ら「避難行動」を取ってもらわざるを得ない。こうした「不便」をかけられる利用者が再び別のJAバンクを利用することはないのではないかと。

もうひとつ、今後、農協系統信用事業をどの方向に向かわせるのかという議論がある。昨秋のJA全国大会決議をめぐる議論のなかでも、個々のJAが自己責任において引き続き信用事業を行っていくという基本形についてももちろん変わりはない。ただ一方、今回連合会へのタテ譲渡が選択肢に加わることにより、今後一定水準に満たない農協の信用事業は連合会に集約される可能性がある。その際これをどう扱うか。破綻しかけた農協からの事業譲渡であり、いったんは引き受けるものの、その後当該地区における信用事業はフェイドアウトさせていくのか、あるいは連合会からの代理店方式を新たなビジネスモデルとみなしていくのか。破綻未然防止の仕組みとしては整ったが、どうかじ取りしていくかはこれからの議論である。

（農林中金推進統括部部長代理
逸見尚人・へんみなおと）

遊休農地がお宝に変わる

日本農業賞の集団組織の部で大賞を受賞したJA甘楽富岡（群馬県富岡市など5市町村の合併農協）を、やや遅ればせながら訪ねた。わずか4時間余りの見学ではあったが、営農事業本部長・黒澤賢治氏の活力あふれる話にはただただ脱帽のほかなかった。

JA甘楽富岡の管内はほとんど全域が中山間地域で、もともと養蚕とコンニャクが農業の柱だった。水田は少なく、農家でも米を買うことが多い。農家と農協の経営を支えてきた2本柱は貿易自由化の進展で壊滅的な打撃を受け、管内には遊休荒廃農地が広がった。JA甘楽富岡は女性と高齢者に少量多品目の野菜づくりと直売を呼びかけ、徹底した営農指導と販売努力で地域農業をよみがえらせた。直売部会の会員は年々増え、それに反比例して遊休荒廃農地は減ってきている。

JA甘楽富岡の地域農業振興戦略と実践の経緯について詳しく述べる紙幅はないが、最小限の要約をすれば以上ようになる。幸い参考になる冊子が2冊も出版されている（『JA甘楽富岡のIT革命』と『JA甘楽富岡に学ぶIT時代の農協改革』、どちらも農文協刊）から、それをお読みいただくことにして先を急ぎたい。

直売所の開設を機に女性や高齢者ががんばる、という事例はあちこちにある。自分で選別、パッケージし、値付けもしたものを直売所へ持ち込み、売れ残ったら自分の責任で引き取る、という販売方法もごく普通になった。JA甘楽富岡でもこうした方法は同じだが、決定的に違うのは、直売部会の会員にステップアップの道が開かれていることである。

新たに野菜づくりを始めた女性や高齢者は、まず地元の直売店「ファミリー食彩館」に出荷する。ここでは量も価格も生産者の都合で決め、残れば引き取る。言わば自給の延長としての直売であり、「食彩館」が初心者のトレーニングセンター機能を果たしている。少し自信がついたら、今度は量販店や生協の店舗内に設けた直売コーナー（インショップ）での販売に挑戦する。インショップでの販売は数量、価格とも事前に決める買い取り制で、残ったら引き取るという面倒はないが、その代わり約束した出荷量を確実に守る義務がある。その日

の都合で出荷量が変わるようではいけない。さらに本格的な専業農家となると、8品目の「重点野菜」を中心に量販店、生協との安定取引を目指す。このように、努力しだいで次のステップへ上がれるような販売チャンネルが用意されている。

初心者が安心して農業を始められるように、JAでは「チャレンジ21農業栽培方針」を作っている。品目ごとに栽培方法を分かりやすく説明したマニュアルで、何と182ページもある。1994年の合併当時34人だった営農指導員は現在53人、そのうえウデのいい専業農家25人を「営農アドバイザースタッフ」に委嘱しており、年に数十回も講習会を開く。「食彩館」のオープン当初、出荷者はわずか32人だったが、徹底した指導の結果、インショップも合わせた直売部会員は1,208人に達した。脱落者は1人もいないという。

JAはこの春、「遊休荒廃農地利活用プロジェクトチーム」を発足させた。桑園を中心に1,200 haもあった遊休荒廃農地は、女性と高齢者の活躍で900 haまで減ったが、これをとことん活用したい。目下の構想では、少量多品目の生産者をさらに1,500人増やして600 haを野菜に向ける。需要は応じきれないほどあるのだから、もっともっと生産を増やしたいのである。傾斜の急な300 haには花木と梅を植え、牛を放牧する。一部は防災公園とクラインガルテンに充てる。無惨な姿をさらしている遊休荒廃農地が、こうして「農業を機軸とした地域づくり」のお宝に変貌する。ちなみに管内では中山間地域への直接支払いを受けていない。補助金を受けるより生産を伸ばして遊休荒廃農地をなくそうというのである。

大型合併が進むにつれて「農協が遠くなった」と言われることが少なくない。有力な組合員の「農協ばなれ」もあるが、逆に農協の「組合員ばなれ」も指摘されている。JA甘楽富岡の実践は、農協が本気になれば何が出来るかを証明している。

(愛媛大学農学部教授 岸 康彦・きしやすひこ)

平成12年度農協金融の回顧

貯金伸び率の緩やかな回復と貸出金伸び率の低下

〔要 旨〕

- 1．農協貯金の12年度末残高は72兆945億円、前年比伸び率2.6%となり、緩やかな回復が続いている。一般個人貯金の回復傾向が明確となり、その財源は郵便局定額貯金の大量満期分からの流入等が中心で、全国押しなべて伸び率が上昇している。
- 2．一般個人貯金の増加で小口、中口定期や1年、2年、3年定期の伸び率も上昇している。農協は定期性貯金の割合が高いうえに、その伸び率の回復も他業態に比べ早くなっており、貯金者の信頼が順調に回復している現れとみることもできよう。
- 3．農協貸出金の前年比伸び率の低下が続いており、12年度末は 0.2%で13年ぶりの減少となった。農協貸出金の4割以上を占める住宅資金(自己住宅、賃貸住宅)の需要がピークを過ぎ、伸び率が低下傾向にあることが大きな要因で、農業資金も長期的低下傾向に歯止めがかかっていない。
- 4．このため貯貸率の低下傾向が明らかとなり、今後の農協収支への影響が懸念される。また、今後農協金融に影響を及ぼす点として、利用者の預貯金に対する意識の変化、他業態のリテール戦略と郵貯の動向、さらに組合員農家の相続に伴う資産の流出があり、これらの対策への取組みが必要であろう。

目次

はじめに

1．農協金融をめぐる環境

(1) 一般経済・金融

(2) 農家経済の動向

2．個人金融の動向

3．緩やかな回復が続く農協貯金

(1) 貯金回復の要因

(2) 貯金種類別動向

4．伸び率低下が続く農協貸出金

(1) 概要

(2) 資金使途別の動向

おわりに

はじめに

平成12年度の農協金融は、農協貯金の前年比伸び率の緩やかな回復が続く一方、農協貸出金の伸び率は低下傾向が続いており、13年3月末には13年ぶりの前年比減少となった。こうした傾向を受けて平成3年以降上昇してきた貯貸率も11年をピークに低下してきている。

本稿ではこうした資金の動きをもたらした要因、背景を分析することにより、12年度の農協金融の特徴を明らかにするとともに、今後の動向に影響を及ぼすとみられる点についても検討してみたい。

1．農協金融をめぐる環境

(1) 一般経済・金融

12年度の日本経済は、IT関連を中心とした設備投資の拡大等により年度前半は回復がみられたものの、所得・雇用環境の改善が進まず個人消費の低迷が続いた。年度後半には米国経済の減速から輸出が減少し、

生産動向にも影響、株価下落や金融機関の不良債権問題に対する不安もあり、再び景気は低迷することになった。

このため日銀は8月にいったんゼロ金利政策を解除したものの、翌年3月には再びゼロ金利政策に戻るとともに、公定歩合も過去最低水準の0.25%に引き下げている。

一方、ここ数年相次いだ金融機関の破綻等の金融システム不安への対応として、金融機関の再編統合等が急速に進み、大手都銀等は四つの巨大グループに集約されるとともに、その他の業態でも業態を越えた統合、提携が進んでいる。

また12年5月には預金保険法、貯金保険法が改正され破綻処理の迅速化、危機事態への措置等の預貯金保険制度の整備強化が^(注1)なされるとともにペイオフの凍結解除が14年4月まで1年延期されることになった。

(2) 農家経済の動向

農家経済の動向は、農協貯貸金の動向をみる上で重要な背景となっているため、12年の販売農家の経営動向をみておきたい(第1表)。

第1表 農家経済の動向（販売農家1戸当たり平均）

（単位 千円，％）

	12年 実数	前年比増減率				
		8年度	9	10	11	12
農業所得	1,084	3.8	13.3	3.6	8.4	5.0
農外所得	4,975	0.2	0.2	2.9	3.4	3.0
農家所得	6,059	3.6	2.6	1.8	4.4	3.4
年金・被贈収入	2,221	3.1	1.7	0.1	3.0	1.5
農家総所得	8,280	0.2	1.6	1.3	2.5	2.1
家計費	5,397	0.4	0.1	1.9	0.0	2.6

資料 農林水産省「農業経営動向統計」

12年の販売農家1戸当たりの農業所得は2年連続の前年比減少となっている。輸入野菜の増加で野菜価格が大幅下落していることや、米価の低迷で農業粗収益が減少していることが主な要因である。また農家総所得の6割を占める農外所得も景気低迷の長期化で給料・俸給収入の減少が続いているため3年連続の減少となっている。一方、年金・被贈等の収入は年金受給者、給付額の増加等によりわずかながら増加が続いている。

このため農家総所得は4年連続の減少となり、農家は厳しいなか家計費を切りつめる等の対応をしているものと思われる。また販売農家の12年末の預貯金残高、借入金残高はいずれも減少しており、預貯金の一部で借入金の圧縮をはかる動きがあること等も考えられる。

（注1）一般にはペイオフ解禁と呼ばれるが、これまでペイオフを禁止していたわけではなく、ペイオフ（保険金による預貯金の支払い）の実施を政策上凍結していたにすぎないため、本稿ではペイオフ凍結解除を使うこととする。

2. 個人金融の動向

農協金融は個人金融の範疇に入ることから、一般個人預貯金の動向、他業態の個人預貯金ならびに貸出金の動向についてもみてみたい。

日銀の「資金循環勘定」によれば12年度末の個人金融資産残高は速報値ながら1,385兆8千億円となり、本調査開始以来初めての前年比減少となった（第2表）。

減少の直接の原因は年度始めから続いている株価の下落により、株式資産額が大幅に減少したためである。また個人金融資産の過半を占める預貯金の伸び率が毎年低下し0.8%と低い水準になっていること、保険会社の破綻が相次ぎ、保険・年金が解約等

第2表 家計部門の金融資産の動向

（単位 千億円，％）

	12年度 末残高	構成比	前年比増減率				
			8年度	9	10	11	12
金融資産合計	13,858	100.0	3.1	2.6	2.9	4.9	0.3
うち現金・預金	7,558	54.5	4.6	5.4	4.2	3.4	1.1
うち現金	368	2.7	7.1	7.8	12.0	19.2	5.4
預金	7,151	51.6	4.4	5.4	3.8	2.6	0.8
流動性預金	1,277	9.2	12.6	12.3	6.0	8.9	9.1
定期性預金	5,874	42.4	3.1	4.3	3.4	1.4	0.9
投資信託受益証券	339	2.4	3.4	11.9	5.7	21.4	6.3
株式	643	4.6	14.6	11.0	8.0	37.5	30.5
保険・年金準備金	3,901	28.1	5.7	4.2	3.5	3.7	1.7

資料 日本銀行「資金循環勘定」

により伸び率の低下が続いていることもその背景にある。

注目点として、超低金利が続くなかで待機性の資金としてこれまで増加が目立った現金と流動性預金の動きに変化がでてきている。現金はここにきて伸び率が5.4%と13.8ポイントも低下している。一方、流動性預金は定期性預金が減少となるなかで9.1%と依然と高い伸び率を維持している。これは現金保有に伴うリスクから、現金の増加にはある程度限界があるためと考えられよう。

なお、銀行の窓口販売の開始で急激に残高を増やした投資信託の伸び率は、株価の下落の影響などで6.3%に落ちている。

業態別の個人預貯金の動向をみると、国内銀行（都銀，地銀，第二地銀）の12年3月の伸び率は3.7%，信金3.2%，農協2.6%，^(注2)郵貯 3.8%となった。

郵貯が減少となったのは、10年前の高金利期に預けられた定額貯金が大量に満期を迎え、その払戻し額（12年度は約53.5兆円）の約3割強にあたる17兆円が他業態、^(注3)他金融商品などに流れたためである。

農協貯金の伸び率は国内銀行，信金を下回ってはいるものの，11年3月の国内銀行と農協の伸び率の差は3.6ポイントあったものが12年3月には1.1ポイント，信金との差も同様に1.6ポイントから0.6ポイントまで縮小している。

業態別個人貸出金の動向では，都銀の12年3月末の前年比伸び率は 0.1%，地銀6.4%，第二地銀 4.1%，信

金 2.3%，農協 0.3%で，地銀以外はいずれも伸び率がマイナスで低下傾向が続いている。景気低迷の長期化，個人消費の低迷から住宅資金，消費ローンが伸び悩んでいるほか，個人事業資金が貸出審査の厳格化で大幅に落ち込んでいること等が要因とみられる。なお，地銀のみ伸長している理由については地域別の分析が必要とみられ，今後の調査課題としたい。

（注2） 国内銀行，信金は3月平残，農協は3月末残高より算出。

（注3） 郵政事業庁3月期郵便貯金速報によれば，12年度中の定額貯金の払戻し額53.5兆円に対し，定額・定期再預け額29.3兆円（54.9%），利子課税額4.1兆円，通常貯金再預け額3.1兆円となり，流出額は17.0兆円（31.8%）と推計される。

3. 緩やかな回復が続く 農協貯金

13年3月末の農協貯金残高は72兆945億円で，その伸び率は前年度より0.8ポイント

第3表 農協主要勘定の動向

（単位 10億円，%）

	12年度 末残高	前年比増減率				
		8年度	9	10	11	12
貯金	72,094	0.2	1.1	0.8	1.8	2.6
当座性	16,464	6.6	5.6	6.1	4.9	5.1
定期性	55,630	1.3	0.0	0.5	1.0	1.9
貸出金	21,498	5.1	4.4	3.0	0.5	0.2
短期	3,017	0.6	2.2	3.7	5.6	5.9
長期	18,991	6.4	5.8	4.3	1.6	0.8
預け金	47,347	2.3	0.8	0.3	2.6	5.0
有価証券	3,831	0.3	1.2	6.0	5.0	9.9

資料 農協残高試算表

（注1） 貸出金は公庫貸出，共済貸出，金融機関貸出を除く。

2. 短期貸出金，長期貸出金からは（注1）のうちの公庫貸出金のみが除かれていることから合計額が貸出金と一致しない。

高い2.6%となり、緩やかな上昇基調が続いている。こうした基調は前年度から続いているとみられるため、改めて11年度にさかのぼってその要因を分析してみたい(第3表)。

(1) 貯金回復の要因

農協貯金の伸び率は11年4月末まで1%前後の水準で低迷していたが、その後10月末までの半年の間に1.9%まで回復した。その大きな要因は二つあり、一つは公金貯金の増加、もう一つは他業態からの資金流入であった(第1図)。

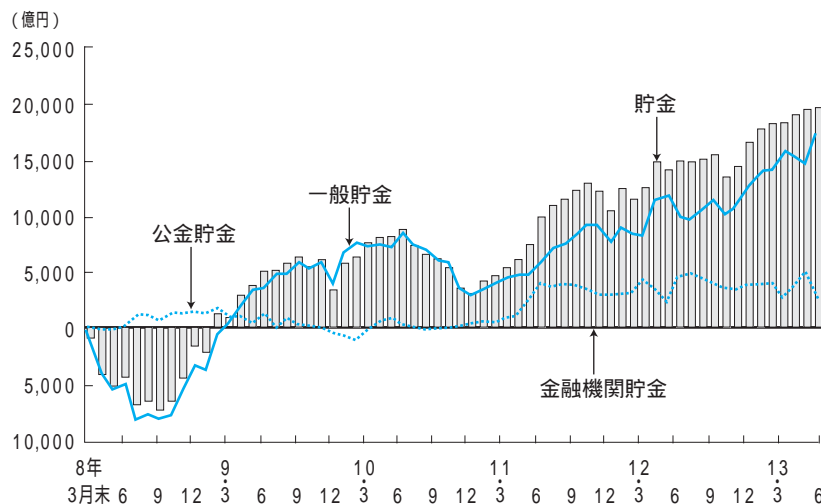
公金貯金が増えた理由は、貯金の伸び悩みが続くなかで農協が積極的な獲得に動いたことが大きいといえるが、その背景には市町村の金利選好の強まりと、ゼロ金利政策による資金需給緩和から、他業態が高コストの公金定期の獲得に消極的になったことがあげられる。

農協貯金に占める公金貯金の割合は12年3月末で3.6%にすぎないが、11年度中の貯金増加額1兆2,600億円の34%を公金貯金が占めていることから、その貢献度はかなり大きかったと言えよう。また、こうした公金貯金は一時的な余裕資金との性格から1年未満の大口定期として預けられたため、これまでペイオフ対策等で減少が続いていた大口定期が増加に転じた。

他業態からの資金流入では、第二地銀の破綻が続いた近畿、南関東地区で資金の流入が目立っており、貯金伸び率に大きく貢献したほか、比較的伸び率の安定している東海地区でも他業態からの流入が増えている。また近畿、東海地区では個人貯金についても1年未満の定期、大口定期が増えて(注4)いる。

12年度に入ると公金貯金の伸びはやや鈍化したものの、代わって一般貯金(農協貯金全体から公金貯金、金融機関貯金を除いたもの)

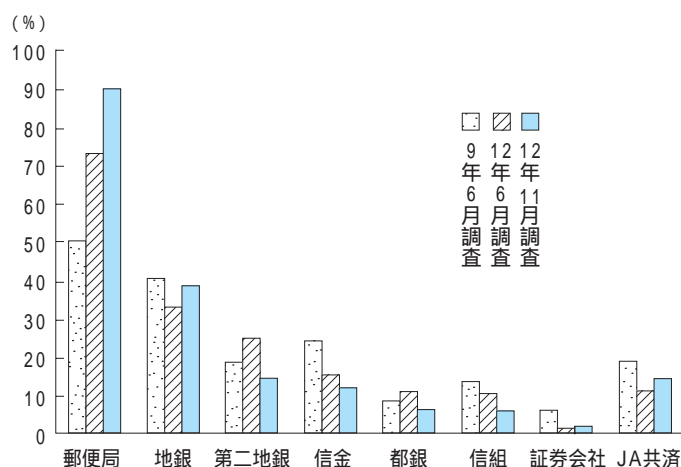
第1図 農協貯金の利用者別前年比増減推移



資料 農協残高試算表

の回復傾向が明確になってきた。財源は他業態からの流入、とりわけ郵便局定額貯金の大量満期分からの流入である。当総研が12年11月に実施した農協信用事業動向調査(以下「動向調査」)でも郵便局からの資金流入が圧倒的に多く

第2図 農協貯金への資金流入元



資料 農中総研「農協信用事業動向調査」より作成
 (注) 複数選択で第1位と第2位で選択した合計値。

なっていることを示している(第2図)。

農協にとって定額貯金の大量満期分という財源は、全国的なものであること、地方や農村では競合相手が限られていることなどから比較的推進が容易な対象であったと思われる。そのため11年度は貯金の伸び率の上昇に地域的なバラツキがあったが、12年度にはどの地域も押しなべて伸び率が上昇している。なお、郵政事業庁によれば13年度から3年間にさらに80兆円の定額貯金の満期払戻しがあり、そのうち22兆円が他業態に流出するとみているが、13年度までがピークとみられ、それ以降は徐々に農協貯金の動きにも影響がでてくる懸念がある。

(2) 貯金種類別動向

次に種類別の動向をみてみたい。当座性貯金の伸び率は13年3月末で5.1%と幾分水準は落ちてきているものの、引き続き高い水準を維持している。一方、定期性貯金

は7年ごろより期日指定定期、大口定期の落ち込みで減少が続いていたが、11年度に入って公金等の大口定期が増えた影響で増加に転じた。また、こうした公金貯金とともに一般個人貯金の300万円未満の定期、300万円以上1千万円未満の定期や1年定期、1年以上5年未満の定期も11年から12年にかけて徐々に伸び率が回復してきたため、13年3月末の定期性貯金の伸び率は1.9%となった。

流動性貯金、定期性貯金の伸び率を他業態(個人預金)と比較すると、都銀は流動性9.5%、定期性0.6%、地銀は流動性10.9%、定期性2.4%、第二地銀は流動性7.8%、定期性5.9%、信金は流動性8.7%、定期性1.9%となっており、農協は地銀に次いで定期性が高く、流動性は最も低い水準となっている。また農協の定期性貯金比率は77.2%で信金の81.0%、第二地銀の77.8%とともに高く、都銀の61.1%、地銀の69.6%との差が大きくなっている。^(注5)

このように農協は定期性貯金の比率が高いことに特徴があり、同じく定期性貯金の比率が高い第二地銀、信金に比べて定期性貯金の伸び率が早く回復していることに注目したい。これは農協が定期性貯金の獲得に注力してきた成果であることはもちろんであるが、一般に当座性貯金に比べ定期性貯金の回復は貯金者の信頼の回復ともとれることから、金融システム全体に対する不安がまだ続いているなかで農協系統につい

ては信頼が順調に回復している現れとみることもできよう。

一方当座性貯金の増加についてももう少し詳しくみてみたい。一般に当座性貯金の増加は、超低金利が続くなかで定期性貯金と当座性貯金の金利差がわずかとなっているため、今後の金利上昇に備えていつでも払戻し、振替ができるようにした待機的資金とみられている。その受け皿として総合口座内の普通貯金が使われるのがほとんどで、貯蓄貯金の利用は少ない。これまでは利用者が積極的に普通貯金に振り替えていたとみられるが、近年のように超低金利の状態が長く続いている状況では、総合口座に振り込まれる給与、年金、販売代金、定期の解約金等に対し諸代金引落し決済後に残った余剰金が逐次累積しているとみえようが実情に近いと思われる。これからさらに超低金利の状態が長引くとすれば、このまま当座性貯金が伸び続けるのか、または定期性貯金に振り代わっていくのか、あるいは他のリスク商品等に流出する可能性があるのか、出し入れが自由な貯金だけに今後の動きに留意しておく必要があると思われる。

以上のように農協貯金の伸び率回復の要因は、11年度は公金貯金を中心とする大口定期の増加と特定地域における第二地銀の破綻等を契機とした他業態からの資金流入であり、12年度はさらに郵便局の定額貯金の大量満期分からの流入が全国的に伸び率を引き上げた。またこれまで減少が続いていた定期性貯金が増加に転じ、その伸び率

も他業態と比較して順調に回復していることから信頼性の回復が進んでいるとみることもできる。当座性貯金は引き続き高い伸びで増加が続いており、超低金利が長引くなかで当座性の資金が今後どう動くのか留意しておく必要がある。

(注4) 11年度の農協貯金の動向については、『農林金融』2000年12月号「平成11年度農協金融の回顧」杉山光司・田中久義の21頁から24頁に詳しい。また、公金貯金の増加については季刊『組合金融』99年夏号「JAの公金貯金の増加」平澤明彦を、JA貯金の地域別の動向については季刊『組合金融』夏号「JA貯貸金の地域別動向」平澤明彦を参照されたい。

(注5) 都銀、地銀、第二地銀、信金は13年3月平残、農協は3月末残高より算出。

4. 伸び率低下が続く 農協貸出金

(1) 概要

13年3月末の農協貸出金(公庫、共済、金融機関貸付を除く。以下同じ)の伸び率は0.2%となり昭和63年以来13年ぶりの減少となった。

短期貸出、長期貸出別の伸び率は、短期貸出が5.9%で5年度以降減少が続き、減少幅も毎年拡大している。内訳をみると当座貸越が3.2%、手形貸付が7.2%となっており、動向調査(11年6月実施)でも多くあげられている「農業運転資金の需要減少」「余裕金による返済の強まり」「負債整理のための長期への振替」等が要因と思われる。また貸出金の8割以上を占める長期貸出の伸び率は0.8%で、8年度以降低下傾向が続いている。

(2) 資金使途別の動向

貸出金の伸び率低下要因をみるために、資金使途別の動向をみてみたい。なお残高試算表では資金使途がつかみにくいため動向調査の継続調査データを使うことにする(第4表)。

資金使途別の構成比は13年3月末で自己住宅、賃貸住宅を合わせた住宅資金が43.6%、農外事業資金16.7%、生活資金16.4%、市町村・地方公社貸付9.4%、農業資金9.0%の順となっており、住宅資金が大きな割合を占めている。

ちなみに9年前の貸出金の伸びがピークとなった4年3月末と比較すると、住宅資金が12.8ポイント、市町村・地方公社貸付が1.4ポイント上昇し、反対に農外事業資金が1.8ポイント、生活資金が3.7ポイント、農業資金が4.6ポイント低下している。この期間はバブル景気の崩壊から景気低迷の長期化に移る時期で、農外事業資金や消費ローンが伸び悩むなかで住宅資金が伸長し貸出の中心となってきた。特に自己住宅資金は新築に加え住宅金融公庫等の借替え需

要に乗ったこと、賃貸住宅資金は組合員の相続対策として取組みを進め都市部から次第に地方にも広がったことから、いずれも貸出伸長に大きく貢献した。

しかしこうした住宅資金も近年は伸び率が低下傾向にある。13年3月末では自己住宅資金は前年比1.3ポイント上昇したものの、賃貸住宅資金は3.2ポイント低下しており、両方を合わせた住宅資金の伸び率は3.9%と1.2ポイント低下した。動向調査で賃貸住宅の新規貸出の状況についてきいた結果では、9年6月調査で新規貸出が増加したとの回答が55.1%あったが、12年11月の調査では45.1%に落ち、横ばいまたは減少したとの回答が55.0%に増えている。またその理由として「賃貸住宅の需給の悪化」と「組合員の相続対策による貸家建設の減少」が最も多くあげられており、需要のピークを過ぎたことが伸び率低下の要因といえよう。

他業態の住宅信用残高の伸びは地銀の9.7%以外は都銀2.4%、第二地銀1.3%、信金1.8%、住宅金融公庫1.8%、といずれも農協を下回っており伸び悩み状態が続いて

いる。また新設個人住宅着工件数についても、11年度は住宅ローン減税等の対策もありやや上向いたものの、12年度は再び低下している。このような環境から、景気回復および個人所得向上、消費回復

第4表 農協貸出金用途別残高増減率の推移

(単位 10億円, %)

	12年度 末残高	構成比	前年比増減率				
			8年度	9	10	11	12
貸出金計	9,801	100.0	5.4	5.3	3.2	0.4	0.4
自己居住用住宅資金	1,933	19.7	13.5	11.7	8.0	6.0	7.3
賃貸住宅等建設資金	2,347	23.9	9.9	12.1	6.4	4.5	1.3
農外事業資金	1,640	16.7	4.9	4.0	0.2	3.0	1.8
生活資金	1,607	16.4	2.3	0.5	1.3	3.3	3.7
市町村・地方公社貸付	919	9.4	9.5	10.0	8.8	2.8	4.8
農業資金	878	9.0	0.4	3.6	4.0	2.9	2.8

資料 農中総研「農協信用事業動向調査」

(注)1. 前年比増減率は、各年度第1回調査の結果による。

2. 回答農協数、8年度352組合、9年度306組合、10年度346組合、11年度357組合、12年度354組合。

等の大きな流れの変化がこない限り住宅資金の回復は期待できない状況にあると思われる。

生活資金については2年連続の減少となった。そのうち自動車ローンが9.6%、カードローンは3.8%で近年減少傾向が続いている。他業態の消費信用も同様に減少傾向が続いており都銀5.5%、地銀1.6%、第二地銀8.1%、信金9.6%、となっている。

市町村・地方公社貸付も2年連続の減少となったが、市町村貸付は1.0%、地方公社貸付は7.9%と地方公社貸付の減少傾向が目立ってきている。市町村・地方公社貸付は信用リスクが少ないうえに貸出金額も大きいため農協も積極的に推進している。しかし財政事情が厳しくなるなかで財政規模の圧縮をはかる自治体も増えてくるとみられ、他行との競合も厳しいことから、今後(注6)も伸長を期待するのは難しいと思われる。

農業資金は前年比0.1ポイント低下した。農協の農業資金に対する姿勢をきいた動向調査(12年6月実施)では、「組合員向けのためなるべく応じる」「本来業務であり積極的に対応している」が大半を占めている一方、資産の自己査定に伴う農業資金対応について「基金協会保証をできるだけつけるようになった」「貸出審査を今まで以上に厳格化した」との答えが5割近くを占め最も多くなっており、農業貸出への意識は強いものの、現実には厳しい審査、対応をせざるをえなくなっている。

農外事業資金は従来から金融の引締め、

緩和に大きく左右され、近年は超緩和の長期化で伸び率は減少ないし横ばい傾向となっている。

以上から農協貸出の伸び率低下の要因をまとめると、バブル経済崩壊後も引き続き順調に伸長し、農協貸出の4割以上を占めるようになった自己住宅、賃貸住宅の両住宅資金がいずれも需要のピークを過ぎ、8、9年以降伸び率が低下傾向にあることが最も大きい。また生活資金、農外事業資金については景気低迷の長期化から、個人消費や事業投資の低迷で需要が乏しく残高の減少ないし横ばい状態が続いている。農業資金も構造的な農業需資の減少と自己査定による審査の厳格化等の影響も受け、長期的な低下傾向が続いている。市町村貸出・地方公社貸出は農協も積極的に対応しているが、緊縮財政の影響、他行との競合もあり今後も伸長を期待するのは難しいと思われる。

しかしながら農協にはまだ掘り起こせば貸出を伸ばせる分野があるのではないかと。若者層をターゲットにした自動車ローン、定積とセットにしたカードローン等は近年取組みがやや低調になっているものの、新たに掘り起こすことで需要が生まれる可能性は大きい。自己住宅についてもまだまだ需要はあるはずである。農協にとって本来分野である個人金融で、それぞれに的を絞り需要を掘り起こしていくことがより重要になっていると思われる。

(注6) 動向調査(12年6月実施)で貸出金の伸び率上昇に最も影響を与えた資金と伸び率低下に最

も影響を与えた資金をきいたところ、いずれも市町村・地方公社貸出がトップとなり、その割合もほぼ同じとなった。貸出伸長の要因となる一方、繰上償還等で低下要因にもなっている。

おわりに

冒頭に述べたように12年度は農協貯金の伸び率の回復と貸出金の伸び率の低下で、貯貸率(13年3月末29.8%)の低下傾向が明らかとなってきた。貯貸率の低下は約9年ぶりのことであり、このまま低下が続くとすれば農協収支への影響も徐々に出てくる懸念される。

そこで今後の農協金融に影響を及ぼすと予想されるいくつかの点について触れてみたい。

一つは不良債権問題等の金融不安がまだ続くなかでの利用者の意識・行動の変化である。ペイオフの凍結解除を来年4月に控え、多くの利用者はその対策を既に取りしているとみられるが、新たな不安材料があれば今後も動きが予想される。また利用者が預貯金も他のリスク商品と同様に運用の一種としてとらえ、公社債、外貨預金、投資信託等と並べて比較しながら選択していく

という意識変化が進む可能性がある。なぜなら預貯金にも信用リスク、金利リスクが伴うことが分かってきたからである。農協もこうした変化に対応していくためには、組合員利用者の意識をよく把握し、商品の品揃えにも配慮が必要となろう。

二つ目は他業態のリテール戦略と郵貯の動向である。他業態はいずれも個人リテール業務を安定収益源ととらえ、IT活用も含め多面的な金融サービス競争を展開するものとみられる。また、郵貯は2003年の公社化が予定され、さらに民営化への議論が活発となっており、農協の最大のライバルだけにその内容を見極め、万全の対策を取り組んでいく必要がある。

三つ目は正組合員の世代交代に伴う対応である。今後農家人口の減少するとともに農協の基幹的利用者である正組合員の世代交代が進み、相続等に伴う組合員資産の流出が生じる懸念がある。組合員家族の状況をよく把握し、相続対策、次世代対策等の早くからの取組みが必要となっていると思われる。

(本田敏裕・ほんだとしひろ)

CNCAの株式上場計画について

目次

- 1. はじめに
- 2. 上場計画の概要
- 3. 上場の目的

- 4. 欧州通貨統合と金融機関の合併
- 5. むすび

1. はじめに

2001年7月5日に、フランスのクレディアグリコールの全国機関であるCNCAの株式上場計画が発表された。

クレディアグリコールは、地区金庫、地方金庫、CNCA(全国金庫)の3段階からなるフランスの協同組合金融グループである。クレディアグリコールの2000年年報によれば、2000年末の地区金庫の組合員は551万人、地区金庫は2,672、地方金庫は52である。また、“The Banker”2001年7月号によると、クレディアグリコール全体の資本金(tier1)は283億ユーロであり、フランス国内では第1位、世界の銀行の中では第6位の規模である。世界の協同組合金融機関の中ではトップの地位にある金融機関である。

その全国機関CNCAは、1988年に、それまでの政府機関から民営化され株式会社に転換している。株式については、民営化以

前は国からの贈与金であった資本金が、いったん政府の持株となった後、地方金庫に90%、役職員に10%の割合で売却された。株式には譲渡制限がつけられており、これまで上場はされていない。

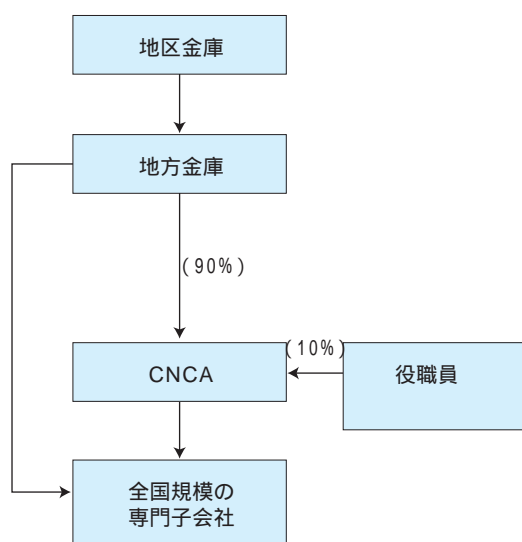
このように協同組合中央機関としての協同組合性を保持しつつ株式会社となったCNCAであったが、今回は株式の上場に踏み切る計画が発表された。上場計画の背景、上場の具体的な手法など興味深いので、以下紹介したい。

2. 上場計画の概要

第1図は、現在のクレディアグリコールの組織について、出資関係を中心にみたものである。

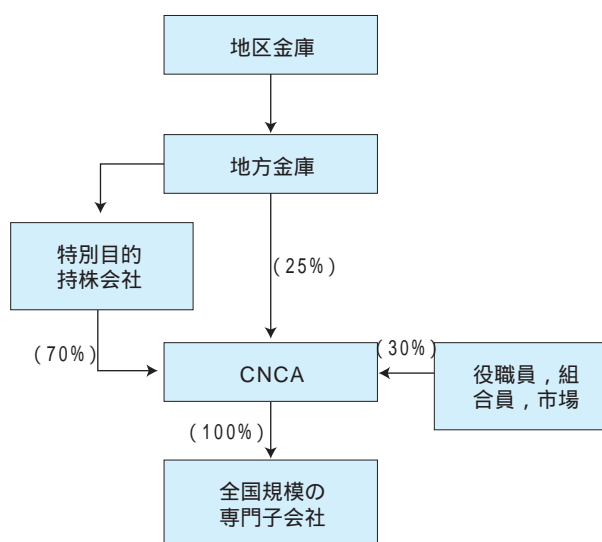
組合員が地区金庫に出資し、地区金庫が地方金庫に出資を行っている。13の地方金庫では、協同組合投資証券(certificats^(注1) cooperatifs d investissement, CCI)を発行し、株式市場からの資金調達も行っている。

第1図 クレディアグリコールの組織（現在）



資料 CNCA資料等により筆者作成
 (注) 割合は出資比率。

第2図 上場計画によるクレディアグリコールの組織



資料 第1図と同じ
 (注) 第1図と同じ。

前述のとおり，CNCAには地方金庫とクレディアグリコールの関係役員が出資を行っている。また，グループにはさまざまな子会社があるが，投資銀行クレディアグリコールインドスエズのようにCNCAが100%出資しているものもあるが，全国規模の子会社のなかにもプレディカ，パシフィカ，ソフィンコ等には，CNCAとともに地方金庫が一部出資している子会社もある。

第2図のとおり，今回の株式上場計画によれば，こうした従来の構造は変化する。主要な変更は以下の5点である。

地方金庫はこれまでCNCAに直接出資していたが，特別目的持株会社に出資し，特別目的持株会社がCNCAに出資する。

CNCAの株式に対する地方金庫の保有割合は，これまでの90%から70%に低下する。

それ以外の30%（役員員の保有する10%

を含む）が，株式市場に上場される。

CNCAはこれまで100%出資していなかった子会社も含めて全国規模の子会社に対しては100%出資する。

CNCAは地方金庫に25%出資する。

とによって，CNCAはグループの代表という性格がより強くなる。そして，上場されるCNCAの株式は，従来のCNCAだけでなく，グループの主要な子会社の100%と地方金庫の25%を代表する。

主要子会社への100%出資に際しては，地方金庫から子会社への出資金を，CNCAが買い取る。

また，地方金庫の出資金の25%をCNCAが保有するにあたっては，地方金庫の協同組合出資者証書（certificat cooperatifs d'associés, CCA）^(注2)をCNCAが購入するか，あるいは，協同組合投資証券(CCI)を購入することになる。

この地方金庫への出資については、CNCAが取得する各地方金庫の協同組合出資証券の評価が重要なポイントである。これには2通りの方法が設定されており、1つは、多基準アプローチ（Multi-criteria approach）による価格、もう1つは上場された協同組合投資証券の取引価格の算術平均による価格である。多基準アプローチによる価格は、PER（株価利益率）やROE（株主資本利益率）等の要因の組合せによるとみられる。^{（注3）} また、算術平均による価格とは、2001年の6月30日を最終日とする1、3、6、9か月ものの協同組合投資証券の各平均取引価格の平均による。

上場していない地方金庫では、多基準アプローチにより評価される。一方、協同組合投資証券を上場している18の地方金庫では、これら2つのアプローチから選択することができる。

（注1） 協同組合投資証券は、資本金の一部に属するが、議決権のない有価証券であり、自由に譲渡可能である。協同組合出資者証券、優先配当出資合わせて、出資金の100分の50以上の発行は認められない。

（注2） 協同組合出資者証券は、資本金における割合において純資産に対する権利を与えるものであり、協同組合の出資者および組合員に限り所有可能。議決権はない。

（注3） L'AGEFI 2001.9.10

3．上場の目的

CNCAが株式市場に上場する目的は、株式交換等株式を活用することにより、企業買収や提携をより容易に行うことができるようにするためである。

株式交換とは、親会社となる会社がその株式を対価として、子会社となる会社の株式を買収することである。現金買収では一度に多額の現金支出が必要になるが、株式交換では、子会社の株主には現金ではなく、株式交換に際して発行した新株を割り当てるため、買収資金は不要である。手元流動性を気にすることなく、柔軟に企業買収が実行できる方法である。最近の米欧のM&Aは株式交換によるものが主流とみられる。

4．欧州通貨統合と金融機関の合併

では、CNCAがこの時期に他金融機関の買収・提携のために、株式上場を計画するのはなぜか。

その主たる背景は、欧州通貨統合への対応であろう。

1999年1月に始動した欧州通貨統合は、いよいよ2002年1月には、実際にユーロ紙幣・硬貨の流通が開始する。

単一通貨となることによって、欧州では顧客が自国の銀行にこだわらずに最もよいサービスを提供する銀行を選択する傾向が強まるだろう。銀行にとっては、業務範囲を欧州全体に拡大することがより容易となるとともに、他金融機関との競争が激化する。

このため、欧州の金融機関は、市場規模の拡大と、競争激化による収益圧迫への対応の一つとして、合併や戦略的な提携関係構築を進めているのである。

こうした状況は、クレディアグリコールにもあてはまる。「ヨーロッパ規模で、世界全体への野望をもつフランスのリーディングバンクグループ」^(注4)をめざして、国内外において活発に金融機関の買収、提携を進めている。

最近数年間におけるCNCAの金融機関買収の主な動きをみると、1996年に投資銀行インドスエズ買収、1999年には、消費者金融会社ソフィンコ買収、フランス4大商業銀行の一つクレディリヨネの株式10%取得、2000年には、国際的な投資銀行ラザールの持株会社であるリュウ・アンペリアル・ドゥ・リヨンの株式37%取得等が行われている。イタリア最大の銀行であるインテサBCIの最大株主でもあり、1999年にインテサがBCIを買収した際には、出資比率の維持のため、追加的な資金が必要となった。

株式を上場していないCNCAは、当然のことながら、これらの銀行等への出資をすべて自己資金によって行ってきた。

しかし、今後さらに合併や提携を進めるためには、株式を活用した方法が必要と判断したものとみられる。

今回の株式上場の短期的な目的としては、2001年7月から買収を防ぐための株主条項が消滅しているクレディリヨネへの出資比率の引上げがあげられる。

クレディリヨネが1998年に民営化された際、CNCAは10%を出資し筆頭株主となっているが、さらなる出資比率引上げにより、大企業との関係強化や国際業務の充

実、都市部への営業基盤の拡大をはかっているものとみられる。

(注4) Credit Agricole^e Annual Report 2000 ”

5. むすび

以上のとおり、CNCAの株式は、役員分を含めて30%が上場されることになった。

しかし、なお、CNCAの株式の70%は地方金庫が出資する持株会社が保有しており、出資比率が90%から70%に低下したとはいえ、地方金庫がCNCAを実質的に支配している構造には変わりはないといえるであろう。計画では、株式の部分的な上場によって協同組合組織のガバナンスが大きく変化することがないように工夫されている。

ただし、今回の上場は最初のステップであり、「最終的には、クレディアグリコールは、適切なリターンを望む株主によって所有され、中央で運営される、他の銀行のようになるだろう」という見方もある。^(注5)

今後の長期的な展開が注目される。

(注5) “Credit Agricole is readying for an assault on Credit Lyonnais, and beyond”
The Economist July 21st 2001

主要参考文献

- ・小楠湊「フランスの協同組合と組合金融の法的構造 農協とCredit agricoleを中心に」『総研レポート』12調一 9, 2001年
- ・クレディアグリコール・インドスエズホームページ“Credit Agricole plans its I.P.O.”, “Credit Agricole IPO project : information about special terms and conditions for CCI bearer”
<http://www.ca-indosuez.com/webcai/en/outils/news2.html#a2.2001.9.14>

(齊藤由理子・さいとうゆりこ)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(43)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(43)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(43)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(44)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(44)
6. 農業協同組合 主要勘定	(44)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(46)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(46)
9. 金融機関別預貯金残高	(47)
10. 金融機関別貸出金残高	(48)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03(3243)7323

FAX 03(3246)1984

利用上の注意(本誌全般にわたる統計数値)

1. 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2. 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「 」皆無または該当数字なし
「...」数字未詳 「 」負数または減少

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
1996. 7	28,749,884	9,227,927	4,569,818	5,600,302	14,206,235	15,139,679	7,601,413	42,547,629
1997. 7	29,570,979	8,577,637	5,765,795	5,383,427	11,655,143	15,939,842	10,935,999	43,914,411
1998. 7	26,789,930	7,544,294	12,969,079	3,835,376	10,048,759	13,488,071	19,931,097	47,303,303
1999. 7	30,804,735	7,190,729	10,436,357	4,346,016	14,558,056	18,435,161	11,092,588	48,431,821
2000. 7	34,393,774	6,742,441	8,725,569	1,243,789	17,778,513	21,668,597	9,170,885	49,861,784
2001. 2	33,239,762	6,562,815	14,320,062	2,899,582	20,982,492	22,393,937	7,846,628	54,122,639
3	34,814,227	6,545,736	14,216,566	3,276,116	22,526,700	22,552,793	7,220,920	55,576,529
4	35,981,255	6,469,671	13,990,481	3,744,652	22,027,477	23,700,821	6,968,457	56,441,407
5	37,021,332	6,461,471	12,637,594	3,369,011	21,881,045	24,494,616	6,375,725	56,120,397
6	37,038,759	6,435,657	12,756,759	3,026,924	20,760,276	25,644,329	6,799,646	56,231,175
7	37,468,768	6,399,549	11,439,949	2,345,753	21,127,713	25,274,199	6,560,601	55,308,266

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2001年7月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	31,461,641	35,018	825,802	18	279,820	-	32,602,299
水産団体	1,217,637	12	57,650	8	14,484	-	1,289,790
森林団体	2,621	6	1,813	16	603	-	5,059
その他出資団体	16,403		1,916		343	-	18,662
出資団体計	32,698,301	35,036	887,180	42	295,251	-	33,915,810
非出資団体計	1,178,254	160,550	277,646	86,274	1,807,935	42,298	3,552,958
合計	33,876,555	195,586	1,164,826	86,316	2,103,186	42,298	37,468,768

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2001年7月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	79,131	376,357	12,791	5	468,283
	開拓団体	2,292	677			2,969
	水産団体	73,795	39,450	41,253	88	154,586
	森林団体	17,746	15,796	2,107	244	35,892
	その他出資団体		1,534	160		1,694
	出資団体小計	172,963	433,814	56,311	337	663,424
	その他系統団体等小計	253,269	43,324	217,245	891	514,730
計	426,232	477,138	273,556	1,228	1,178,154	
関連産業	2,508,553	281,784	2,828,616	87,318	5,706,270	
その他	7,615,793	10,586,032	187,950		18,389,775	
合計	10,550,578	11,344,954	3,290,122	88,546	25,274,199	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2001. 2	2,689,542	30,550,220	33,239,762	46,900	6,562,815
3	3,408,695	31,405,532	34,814,227	534,420	6,545,736
4	3,768,349	32,212,906	35,981,255	433,340	6,469,671
5	4,143,835	32,877,497	37,021,332	209,780	6,461,471
6	3,414,833	33,623,926	37,038,759	16,650	6,435,657
7	3,558,956	33,909,812	37,468,768	28,910	6,399,549
2000. 7	3,575,096	30,818,678	34,393,774	7,130	6,742,441

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2001. 2	104,506	2,795,075	20,982,492	7,170,487	381,546	169,400	10,476,164
3	285,085	2,991,031	22,526,700	7,573,777	440,865		10,600,584
4	191,029	3,553,622	22,027,477	7,753,609	465,208		10,827,301
5	125,072	3,243,937	21,881,045	7,699,040	285,191	67,400	11,357,304
6	185,965	2,840,957	20,760,276	7,335,164	469,645		11,760,972
7	85,465	2,260,288	21,127,713	7,625,824	431,281		11,344,953
2000. 7	85,177	1,158,610	17,778,513	6,146,045	30,075		11,739,624

(注) 1. 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2. 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
 3. 預金のうち定期性は定期預金。 4. 1987年11月以降は科目変更のため預金のうち公金の表示は廃止。
 5. 借入金金は借入金・再割引手形。 6. 1985年5月からコールマネーは借入金から、コールローンは貸出金から分離、商品有価証券を新設。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方				
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2001. 2	49,073,391	46,712,620	108,890	19,888	976,037
3	49,158,001	47,048,882	160,330	17,934	977,828
4	49,386,999	47,479,864	190,660	19,620	980,211
5	49,526,355	47,822,243	231,970	19,620	980,211
6	50,723,546	48,683,735	248,490	19,614	984,413
7	50,526,739	48,727,155	265,270	19,608	1,008,614
2000. 7	48,527,829	46,662,635	95,110	15,988	970,231

(注) 1. 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2. 出資金には回転出資金を含む。
 3. 1994年4月以降、コール・ローンは、金融機関貸付金から分離。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	う ち 信 用 借 入 金
2001. 1	15,840,786	56,088,454	71,929,240	851,111	652,745
2	16,261,598	55,907,266	72,168,864	838,531	642,284
3	16,464,414	55,630,076	72,094,490	838,838	645,087
4	16,826,037	55,718,085	72,544,122	854,631	662,619
5	16,474,671	56,024,082	72,498,753	871,368	680,953
6	16,972,513	56,630,361	73,602,874	839,306	651,130
2000. 6	15,939,994	55,680,350	71,620,344	916,619	708,027

(注) 1. 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2. 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
 3. 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。 4. 有価証券の内訳は電算機処理の関係上、明示されない県があるので「うち国債」の金額には、この県分が含まれない。 5. 1999年10月より統合県JAを含む。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	食糧代金受託金・ 金 託	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
222,935	5,038,623	1,124,999	7,886,605	54,122,639
1,157,567	3,990,741	1,124,999	7,408,839	55,576,529
1,784,460	3,573,920	1,124,999	7,073,762	56,441,407
1,380,615	3,090,770	1,124,999	6,831,430	56,120,397
857,603	3,547,888	1,124,999	7,209,619	56,231,175
433,547	2,777,685	1,124,999	7,074,808	55,308,266
579,169	3,396,548	1,124,999	3,617,723	49,861,784

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	食糧代金 概算払金	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計				
8,453,997	3,371,684	92,090	22,393,937	1,324,078		5,971,605	54,122,639
8,683,731	3,161,656	106,820	22,552,793	829,634		5,950,421	55,576,529
9,569,539	3,204,050	99,930	23,700,821	708,682		5,794,568	56,441,407
9,802,191	3,243,144	91,975	24,494,616	625,140		5,397,996	56,120,397
10,571,296	3,211,810	100,251	25,644,329	692,355		5,637,648	56,231,175
10,550,577	3,290,121	88,546	25,274,199	431,355	25	5,697,940	55,308,266
6,391,744	3,430,889	106,339	21,668,597	2,829,501	44	6,311,267	49,861,784

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
51,833	32,838,331	32,506,269	5,000	384,540	11,543,826	5,590,713	477,573
54,580	32,874,640	32,548,167	15,000	352,876	12,032,136	5,371,940	484,007
49,681	33,336,852	33,039,164		365,628	11,662,059	5,311,806	485,280
49,338	33,473,385	33,170,432		369,904	11,666,674	5,331,939	485,699
45,684	34,657,036	34,427,457	35,000	374,403	11,742,648	5,337,184	486,191
57,087	34,039,115	33,818,932		373,089	12,163,033	5,385,622	486,550
54,437	31,910,123	31,585,080		482,413	11,508,674	5,903,756	574,757

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 農 林 公 庫 貸 付 金	
334,907	47,115,246	46,697,837	4,051,417	1,099,325	21,861,971	452,039	1,350
330,182	47,428,365	47,028,050	4,006,563	1,060,088	21,915,742	443,074	1,310
327,649	47,773,861	47,347,119	3,830,933	1,014,682	22,007,874	443,077	1,271
348,779	48,048,917	47,632,811	3,872,319	1,051,314	21,934,505	447,657	1,194
341,184	48,045,194	47,666,061	3,808,842	1,024,857	21,913,263	446,688	1,177
334,948	49,198,523	48,841,915	3,804,105	1,011,657	21,877,749	447,969	1,174
336,067	46,970,535	46,474,416	4,006,717	1,171,463	22,024,726	486,126	1,420

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2001. 4	2,396,552	1,957,626	44,910	51,946	8,230	1,444,151	1,412,560	219,241	819,358	
5	2,377,416	1,950,882	44,776	51,958	8,363	1,423,245	1,391,290	219,008	820,519	
6	2,393,371	1,964,489	44,723	51,976	8,610	1,435,203	1,402,321	222,088	821,044	
7	2,379,570	1,961,957	44,773	52,701	9,088	1,416,968	1,381,239	225,549	820,155	
2000. 7	2,354,698	1,950,021	56,105	50,440	8,341	1,396,507	1,345,541	219,110	853,047	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金	
2001. 2	1,392,402	927,873	428,359	310,062	162,792	7,487	1,250,466	1,183,098	21,489	509,267	19,905	791
3	1,453,167	931,355	434,487	315,665	161,288	7,822	1,318,486	1,242,366	21,728	516,038	22,247	776
4	1,385,347	924,389	429,016	311,900	160,464	7,500	1,254,525	1,188,637	22,282	513,193	22,695	755
5	1,375,260	922,187	433,560	315,023	162,006	7,374	1,240,854	1,177,206	22,553	513,291	22,890	752
2000. 5	1,384,837	942,803	461,677	342,712	162,688	7,505	1,252,243	1,176,943	21,997	548,746	22,677	847

(注) 1. 水加工協を含む。 2. 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3. 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都 市 銀 行	地 方 銀 行	第 二 地 方 銀 行	信 用 金 庫	信 用 組 合	郵 便 局	
残	1998. 3	684,388	468,215	2,140,824	1,690,728	606,607	984,364	213,530	2,405,460	
	1999. 3	689,963	469,363	2,082,600	1,715,548	631,398	1,005,730	202,043	2,525,867	
	2000. 3	702,556	480,740	2,090,975	1,742,961	598,696	1,020,359	191,966	2,599,702	
	2000. 7	713,621	485,278	2,189,521	1,782,655	575,446	1,032,267	192,202	P 2,590,792	
	8	713,879	484,736	2,067,818	1,771,264	572,058	1,032,133	192,236	P 2,592,438	
	9	711,349	479,830	2,106,502	1,778,150	577,764	1,035,706	192,550	P 2,582,469	
	10	713,740	482,130	2,062,962	1,749,301	568,573	1,030,452	190,574	P 2,577,603	
	11	712,843	482,368	2,110,349	1,770,310	572,691	1,030,329	190,055	P 2,550,975	
	12	726,811	492,487	2,119,927	1,785,490	582,779	1,050,377	188,262	P 2,548,994	
	2001. 1	719,292	488,228	2,111,830	1,757,921	574,377	1,035,811	184,302	P 2,533,173	
	2	721,689	490,734	2,103,858	1,767,003	566,332	1,039,060	183,297	P 2,525,880	
	高	3	720,945	491,580	2,102,820	1,785,742	567,976	1,037,919	P 180,622	P 2,503,691
4		725,441	493,870	2,172,360	1,806,392	572,148	1,051,292	P 181,350	P 2,494,935	
5		724,988	495,264	2,187,331	1,790,698	565,411	1,044,223	P 179,253	P 2,472,485	
6		736,029	507,235	2,120,188	1,808,560	572,280	1,057,643	P 180,122	P 2,474,668	
7 P		734,050	505,267	(P 2,053,467)	(P 1,776,478)	P 567,700	P 1,051,695	P 178,281	P 2,437,606	
前 年 同 月 比 増 減 率		1998. 3	1.1	0.9	0.2	0.2	1.0	0.7	3.7	7.0
		1999. 3	0.8	0.2	2.7	1.5	4.1	2.2	5.4	5.0
	2000. 3	1.8	2.4	0.4	1.6	5.2	1.5	5.0	2.9	
	2000. 7	2.1	0.5	0.0	2.4	6.9	0.5	3.7	P 1.1	
	8	2.1	0.8	5.3	2.5	6.2	0.8	2.9	P 1.0	
	9	2.2	1.4	3.2	3.2	5.1	1.4	2.5	P 0.6	
	10	2.0	0.7	6.4	2.0	5.6	0.7	3.1	P 0.0	
	11	2.1	1.5	4.6	2.2	4.6	1.1	2.5	P 0.8	
	12	2.3	2.2	3.5	2.6	4.3	1.5	4.4	P 1.8	
	2001. 1	2.5	1.9	4.9	3.0	3.9	1.5	5.2	P 2.5	
2	2.6	2.4	2.5	2.9	5.2	1.6	5.5	P 3.0		
3	2.6	2.3	0.6	2.5	5.1	1.7	P 5.9	P 3.7		
4	2.7	3.6	2.2	1.0	1.6	1.8	P 6.3	P 3.8		
5	2.8	3.8	3.3	0.6	1.9	1.7	P 6.5	P 4.3		
6	2.8	3.9	5.0	0.3	1.3	2.1	P 6.7	P 4.7		
7 P	2.9	4.1	(P 6.2)	(P 0.3)	P 1.3	P 1.9	P 7.2	P 5.9		
発表機関	農 林 中 金 業 務 開 発 部		全 国 銀 行 協 会 金 融 調 査 部			信 金 中 央 金 庫 総 合 研 究 所		全 信 組 中 央 協 会	郵 貯 政 金 省 局	

(注) 1. 農協, 信農連以外は日銀『金融経済統計月報』による。
 2. 全銀および信金には, オフショア勘定を含む。
 3. 都銀及び地銀の残高速報値(P)は, オフショア勘定を含まない。そのため、前年比増減率(P)は, オフショア勘定を含むもの(前年)と含まないもの(速報値)の比較となっている。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都 市 銀 行	地 方 銀 行	第 二 地 方 銀 行	信 用 金 庫	信 用 組 合	郵 便 局	
残	1998. 3	208,280	61,897	2,123,038	1,380,268	525,217	704,080	168,221	10,010	
	1999. 3	214,613	60,420	2,093,507	1,382,200	527,146	712,060	154,204	9,775	
	2000. 3	215,586	54,850	2,128,088	1,340,546	505,678	687,292	142,433	9,781	
	2000. 7	215,400	54,308	2,086,864	1,333,266	478,776	675,808	139,879	P 9,214	
	8	216,008	55,043	2,087,776	1,336,162	476,416	675,277	138,874	P 9,219	
	9	216,166	54,921	2,124,905	1,346,979	480,992	681,948	139,367	P 9,448	
	10	215,188	53,372	2,087,572	1,335,898	475,478	675,342	138,096	P 9,358	
	11	215,573	53,155	2,096,335	1,339,234	476,856	675,228	137,993	P 9,352	
	12	214,838	53,060	2,129,345	1,367,061	486,044	680,123	138,117	P 8,080	
	2001. 1	213,441	52,749	2,111,088	1,345,091	479,324	665,834	136,371	P 7,988	
	2	214,066	51,131	2,110,155	1,351,138	463,260	663,160	135,689	P 7,996	
	高	3	214,983	48,879	2,114,602	1,357,090	465,931	662,124	P 134,521	P 8,200
4		214,216	48,265	2,067,748	1,344,983	460,531	655,904	P 132,385	P 7,948	
5		214,012	48,462	2,045,833	1,331,632	449,619	647,962	P 129,443	P 8,124	
6		213,650	48,510	2,058,416	1,339,389	445,334	650,941	P 129,215	P 7,730	
7		P 214,045	48,991	P 2,061,828	P 1,334,480	P 444,424	P 648,032	P 128,607	P 7,276	
前 年 同 月 比 増 減 率		1998. 3	4.4	3.9	0.8	1.5	1.4	0.3	2.6	6.9
		1999. 3	3.0	2.4	1.4	0.1	0.4	1.1	8.3	2.3
	2000. 3	0.5	9.2	1.7	3.0	4.1	3.5	7.6	0.1	
	2000. 7	1.0	7.4	1.6	0.7	7.3	4.3	5.8	P 1.7	
	8	0.9	6.8	1.1	0.1	7.1	3.6	4.8	P 2.9	
	9	0.8	7.2	1.1	0.7	6.2	3.0	4.6	P 4.5	
	10	0.4	7.4	0.5	0.3	7.0	4.0	5.2	P 5.5	
	11	0.4	7.0	0.2	0.4	6.1	3.6	4.9	P 9.5	
	12	0.1	7.3	0.3	0.1	5.7	4.3	5.2	P 13.0	
	2001. 1	0.0	7.1	0.1	0.1	5.6	4.8	5.4	P 14.2	
	2	0.0	10.2	0.3	0.3	8.4	4.9	5.5	P 15.3	
	3	0.3	10.9	0.6	1.2	7.9	3.7	P 5.6	P 16.2	
4	0.5	10.0	1.2	0.3	4.8	4.2	P 6.6	P 17.0		
5	0.5	9.9	1.5	0.5	5.8	4.2	P 7.9	P 17.4		
6	0.6	9.1	1.3	0.9	6.7	3.6	P 7.7	P 17.3		
7	P 0.6	9.8	P 1.2	P 0.1	P 7.2	P 4.1	P 8.1	P 21.0		
発表機関		農 林 中 金 業 務 開 発 部	全 国 銀 行 協 会 金 融 調 査 部	信 金 中 央 金 庫 総 合 研 究 所	全 信 組 中 央 協 会	郵 貯 政 金 省 局				

(注) 1. 表9(注)1, 2, 3に同じ。郵便局は、「郵政行政統計年報」による。

2. 貸出金には金融機関貸付金, コールローンを含まない。ただし, 信農連の貸出は住専会社貸付金を含む。また, 都市銀行の速報値は金融機関貸付金を含む。